

館林市ごみ処理基本計画

館林市食品ロス削減推進計画 (案)

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度

令和●年●月

館 林 市

【目 次】

第1章 基本的事項.....	1
1.1 計画策定の目的.....	1
1.2 計画の位置付け.....	2
1.3 計画の対象区域.....	2
1.4 計画の対象廃棄物.....	3
1.5 計画目標年度	3
第2章 市の概要.....	4
2.1 地域概要	4
第3章 ごみ処理基本計画.....	10
3.1 ごみを取り巻く社会情勢.....	10
3.2 ごみ処理の現況.....	14
3.3 基本理念・基本方針等.....	41
3.4 ごみ処理基本計画.....	49
第4章 館林市食品ロス削減推進計画.....	58
4.1 食品ロスとは	58
4.2 食品ロスを取り巻く状況.....	59
4.3 本市の状況	63
4.4 基本理念・基本方針.....	65
4.5 目標値と取組内容.....	65
第5章 資料編.....	68
5.1 ごみ量の予測	68

第1章 基本的事項

1.1 計画策定の目的

本市では、「館林市第6次総合計画」（令和3（2021）年3月策定）において、将来都市像を「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」と定め、まちづくりを進めています。また、「第三次館林市環境基本計画」（令和2（2020）年3月策定）においても、望ましい環境像を「人と里沼がつむぐ環境未来都市～魚群れ、朝に夕べに水鳥の往来するまち～」と定め、本市の地域環境や地球全体の環境との良好な関係を将来にわたって守り築き、未来へと紡いでいくまちを目指しています。

国においては、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組み法となる「循環型社会形成推進基本法」（平成13（2001）年1月施行）が施行されるのと前後して、様々なリサイクル関連法が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境に配慮した循環型社会の形成を推進するための社会システムの整備を推進しています。また、令和元（2019）年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2（2020）年3月に食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他重要事項を定める「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この基本方針では、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取り組みを推進していくことが重要であるとして、都道府県及び市町村が、積極的に「食品ロス削減推進計画」を策定することが望ましいとされています。

本市においては、循環型の社会システムを活用し、できる限り廃棄物の発生を抑制するとともに、次に、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的に循環利用が行われないものについては、適正に処理・処分しています。

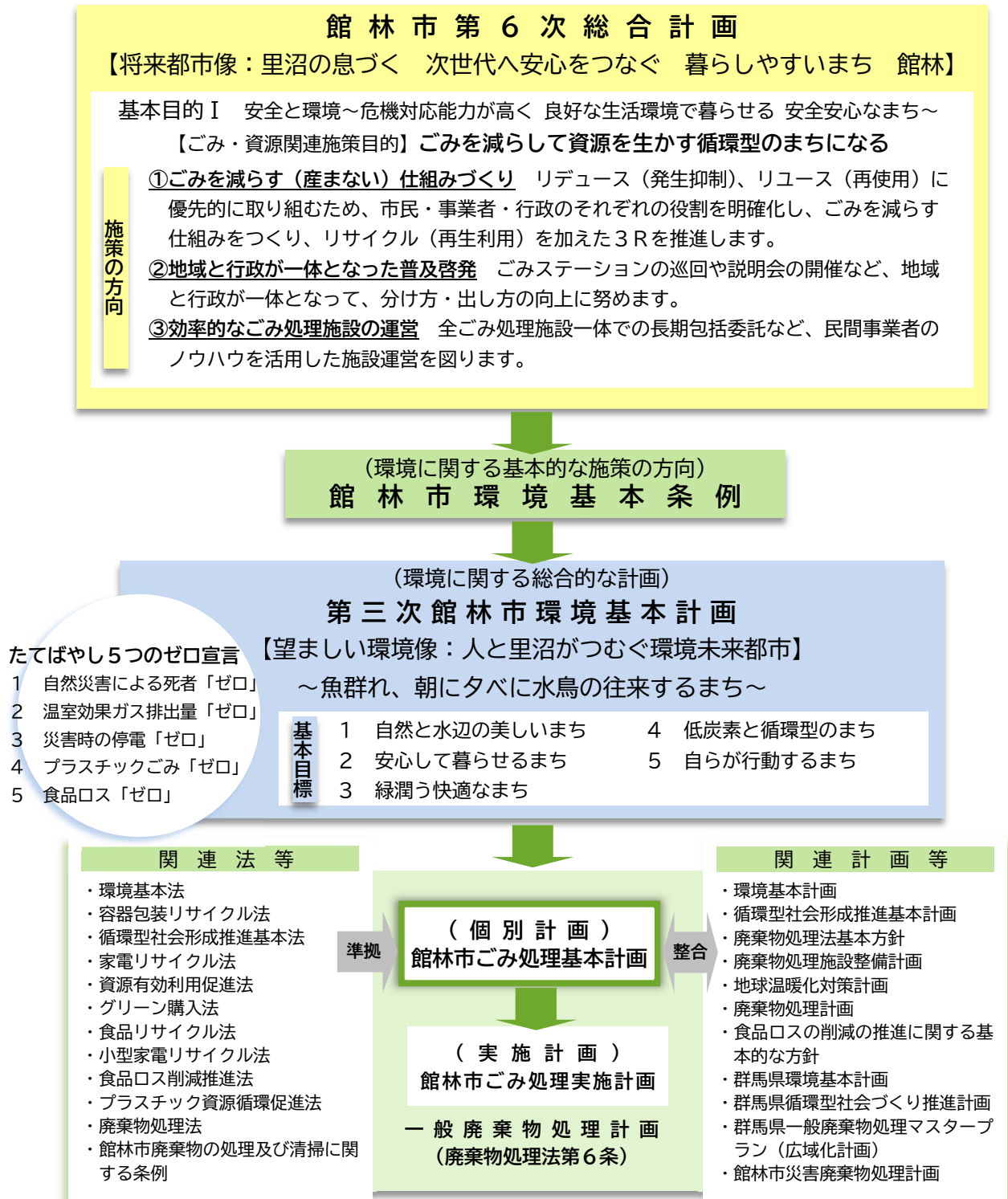
また、ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の残余容量の減少等の課題に対応し、ダイオキシン類の削減、処理の合理化、コスト縮減等を図るため、平成29（2017）年度から板倉町、明和町と共に構成する館林衛生施設組合を主体とした、ごみの広域共同処理を開始しました。

しかしながら、本市の1人1日当たりごみ排出量は、依然として全国平均よりも多く、国際的な課題となっている食品ロスやプラスチックごみの削減の他、産業廃棄物や地域外ごみの不適正排出対策などを含めた総合的な取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、適正処理及び循環型社会の形成を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）」第6条に基づく、「ごみ処理基本計画」を、「食品ロス削減推進計画」を含めて、新たに策定するものです。

1.2 計画の位置付け

図 1-1 本計画の位置付け



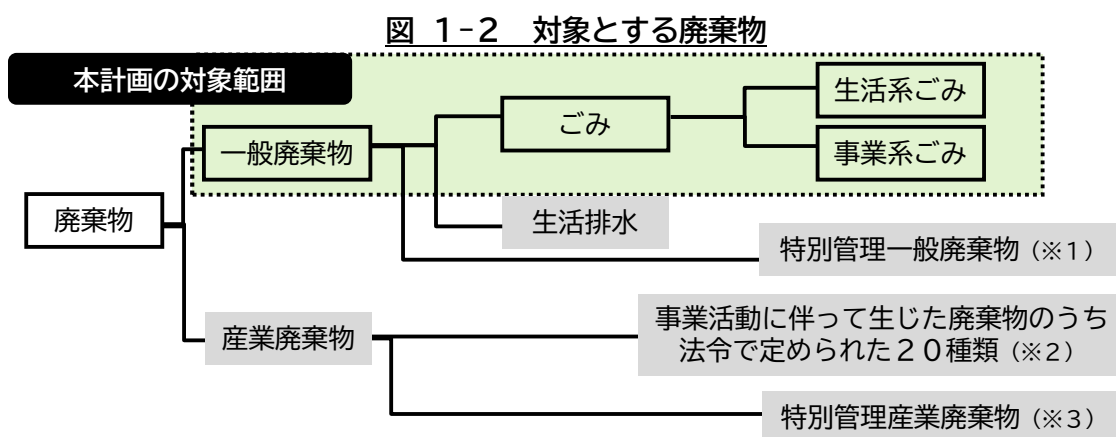
1.3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

1.4 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を除く「一般廃棄物」です。

図1-2は廃棄物の区分を示したものです。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のものと、輸入された廃棄物のことを言います。



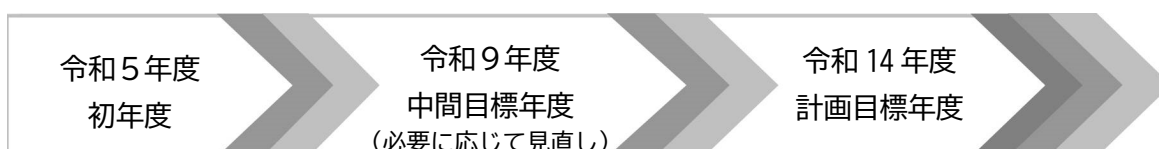
- ※1 爆発性、毒性、感染症その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）
- ※2 ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲ばいじん の19種類と、⑳産業廃棄物を処分するために処理したもので19種類の産業廃棄物に該当しないもの（有害汚泥のコンクリート固型物等）
- ※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

1.5 計画目標年度

本計画は、令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度までの10年間を計画期間とします。また、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に実施していくため、5年目となる令和9（2027）年度を中間目標年度に設定し、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ見直しを行います。

さらに、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていくものとします。

図 1-3 計画目標年度



第2章 市の概要

2.1 地域概要

2.1.1 地理的・地形的特性

本市は、「鶴舞う形」といわれる群馬県（以下「県」といいます。）の南東部、ちょうど鶴の頭の部分にあたり、関東地方のほぼ中央に位置します。市域の北部は渡良瀬川をへだてて栃木県佐野市、東部は板倉町、南部は明和町に接しており、西部は邑楽町及び千代田町に接しています。

県都前橋市へは約 50 kmと県内主要都市中、最も離れていますが、首都東京へは浅草まで約 70 kmと最も近く、東京との交流は密接であり、鉄道や道路などの地理的条件に恵まれています。

また、県境に位置する本市から 20 km圏内には、太田市、栃木県足利市・佐野市、茨城県古河市、埼玉県羽生市・加須市・行田市・熊谷市などがあり、相互に密接な関係を築きながら発展しています。

利根川・渡良瀬川の2大流域にあり、谷田川が市内の南を貫流し、城沼や多々良沼、近藤沼に代表される大小の沼が点在し、低湿地帯の特色を示しています。

図 2-1 本市の位置



出典：「館林市史特別編3」

2.1.2 気候

本市では、平均気温は16℃前後で推移しており、比較的温暖な気候ですが、夏季は高温になりやすく、冬季には強い西風（からっ風）が吹くといった特徴があります。

表 2-1 気象状況

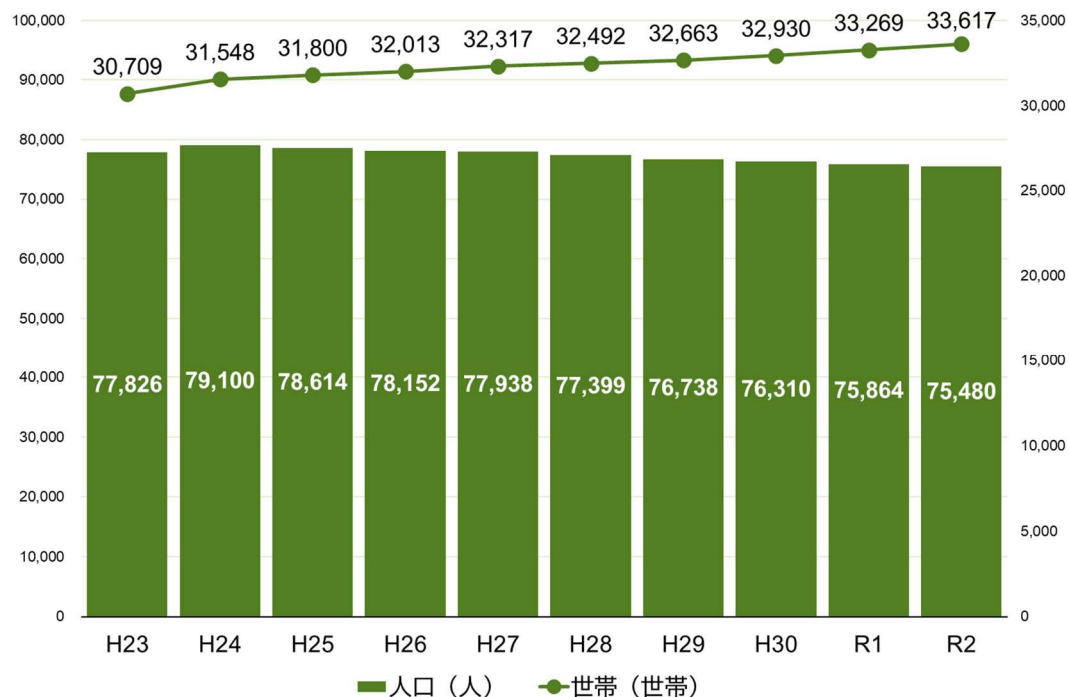
年	気温(℃)			風速(m/s)			日照時間(h)	降水量(mm)	
	平均	最高	最低	平均	最大	風向			日最大
平成27年	16.2	39.8	-3.8	2.3	14.1	北西	2,144.0	1,150.5	169.5
平成28年	16.1	39.6	-3.8	2.3	13.5	北西	2,060.3	1,167.5	135.0
平成29年	15.5	38.8	-3.9	2.5	15.2	西北西	2,259.1	1,102.5	86.0
平成30年	16.4	39.4	-5.1	2.1	12.9	南南東	2,266.7	858.0	42.5
令和元年	15.7	38.5	-5.7	2.0	10.6	北西	2,109.7	1,360.0	228.0

出典：館林市統計書（令和2年版）

2.1.3 人口・世帯数の動向

本市の人口は減少傾向を示していますが、世帯数は増加しています。

図 2-2 人口・世帯数の推移



※ 住民基本台帳人口及び世帯数（各年10月1日現在）

本市では、年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

表 2-2 年齢別人口の推移

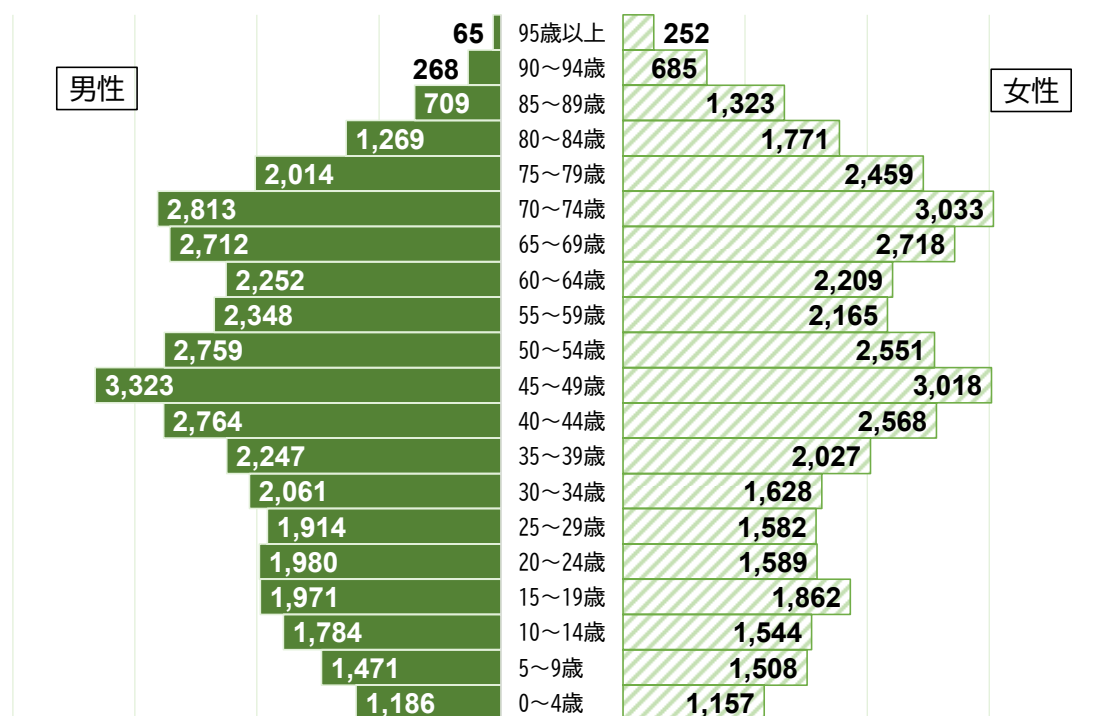
年度	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人	割合	人	割合	人	割合
平成22年度	78,608	11,013	14.0%	49,500	63.0%	17,559	22.3%
平成27年度	76,667	9,688	12.6%	45,718	59.6%	20,560	26.8%
令和2年度	75,309	8,494	11.3%	44,000	58.4%	22,103	29.3%

※ 年齢不詳人口を含まないため、割合の合計が100%になりません。

出典：国勢調査

本市では、男性は45～49歳、女性は70～74歳の人口が最も多くなっています。

図 2-3 人口ピラミッド



※令和2年4月1日現在

出典：館林市統計書(令和2年版)

本市の外国人住民登録人口は増加を続けており、行政人口に占める割合も平成 28 (2016) 年の 2.5%から令和 2 (2020) 年の 3.4%へと大きく伸びています。

国内でも自治体によってごみの分別が異なる場合がありますが、海外ではごみの収集や処理が十分に行われていない国もあります。ごみを決まった日に決まった場所に出すことや分別することなど、ごみの排出方法を十分に周知していくことが重要です。

表 2-3 外国人住民登録人口の推移

(単位：人)

国籍別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
合計	1,936	2,076	2,247	2,410	2,602
ベトナム	227	263	334	402	476
中国	430	423	428	429	436
フィリピン	295	302	293	306	329
ミャンマー	202	247	274	300	322
ブラジル	177	179	192	184	191
バングラデシュ	75	95	112	138	170
ネパール	82	107	157	159	160
パキスタン	91	96	92	103	116
その他	357	364	365	389	402
行政人口に占める割合	2.5%	2.7%	2.9%	3.2%	3.4%

※ 各年 7 月 1 日現在。行政人口に占める割合は 10 月 1 日人口に対する割合。

出典：館林市統計書（令和 2 年版）

2.1.4 産業

本市の従業員数の比率を見ると、第3次産業が71.2%を占め、最も多くなっています。その中では卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉、運輸業・郵便業、サービス業、宿泊業・飲食サービス業、教育・学習支援業、生活関連サービス業・娯楽業の順となっています。

表 2-4 産業大分類別の事業所数及び従業者数（令和3（2021）年）

産業大分類		令和3年			
		事業所数 (件)	比率 (%)	従業者数 (人)	比率 (%)
総数		3,326	100.0%	33,986	100.0%
第1次	農業・林業・漁業	25	0.8%	250	0.7%
	小計	25	0.8%	250	0.7%
	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
第2次	建設業	270	8.1%	1,530	4.5%
	製造業	392	11.8%	7,994	23.5%
	小計	662	19.9%	9,524	28.0%
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.4%	99	0.3%
	情報通信業	16	0.5%	123	0.4%
	運輸業・郵便業	96	2.9%	2,879	8.5%
	卸売業・小売業	797	24.0%	6,023	17.7%
	金融業・保険業	44	1.3%	562	1.7%
	不動産業・物品賃貸業	202	6.1%	720	2.1%
	学術研究・専門技術サービス業	108	3.2%	541	1.6%
	宿泊業・飲食サービス業	423	12.7%	2,480	7.3%
	生活関連サービス業・娯楽業	308	9.3%	1,022	3.0%
	教育・学習支援業	123	3.7%	1,448	4.3%
	医療・福祉	296	8.9%	5,315	15.6%
	複合サービス業	18	0.5%	423	1.2%
	サービス業	195	5.9%	2,577	7.6%
	小計	2,639	79.3%	24,212	71.2%

出典：令和3年経済センサス活動調査

2.1.5 土地利用

本市の土地利用の状況については、経年的には、田、畑及び山林が減少し、宅地、雑種地及びその他が増えています。

表 2-5 土地利用の状況

(単位：ha)

地目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
					面積	割合
総面積	6,097.0	6,097.0	6,097.0	6,097.0	6,097.0	100.0%
田	1,300.9	1,300.0	1,297.9	1,292.7	1,291.3	21.2%
畑	1,438.1	1,431.1	1,409.8	1,401.6	1,393.5	22.9%
宅地	1,709.1	1,716.1	1,727.3	1,738.6	1,749.2	28.7%
池沼	83.3	83.3	83.3	84.5	84.5	1.4%
山林	186.0	185.4	182.1	181.3	180.6	3.0%
牧場	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0%
原野	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	0.2%
雑種地	274.8	275.6	289.7	285.9	285.0	4.7%
その他	1,093.5	1,094.2	1,095.6	1,101.1	1,101.6	18.1%

出典：館林市統計書（令和2年版）

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみを取り巻く社会情勢

3.1.1 関係法令

1) 関係法令の概要

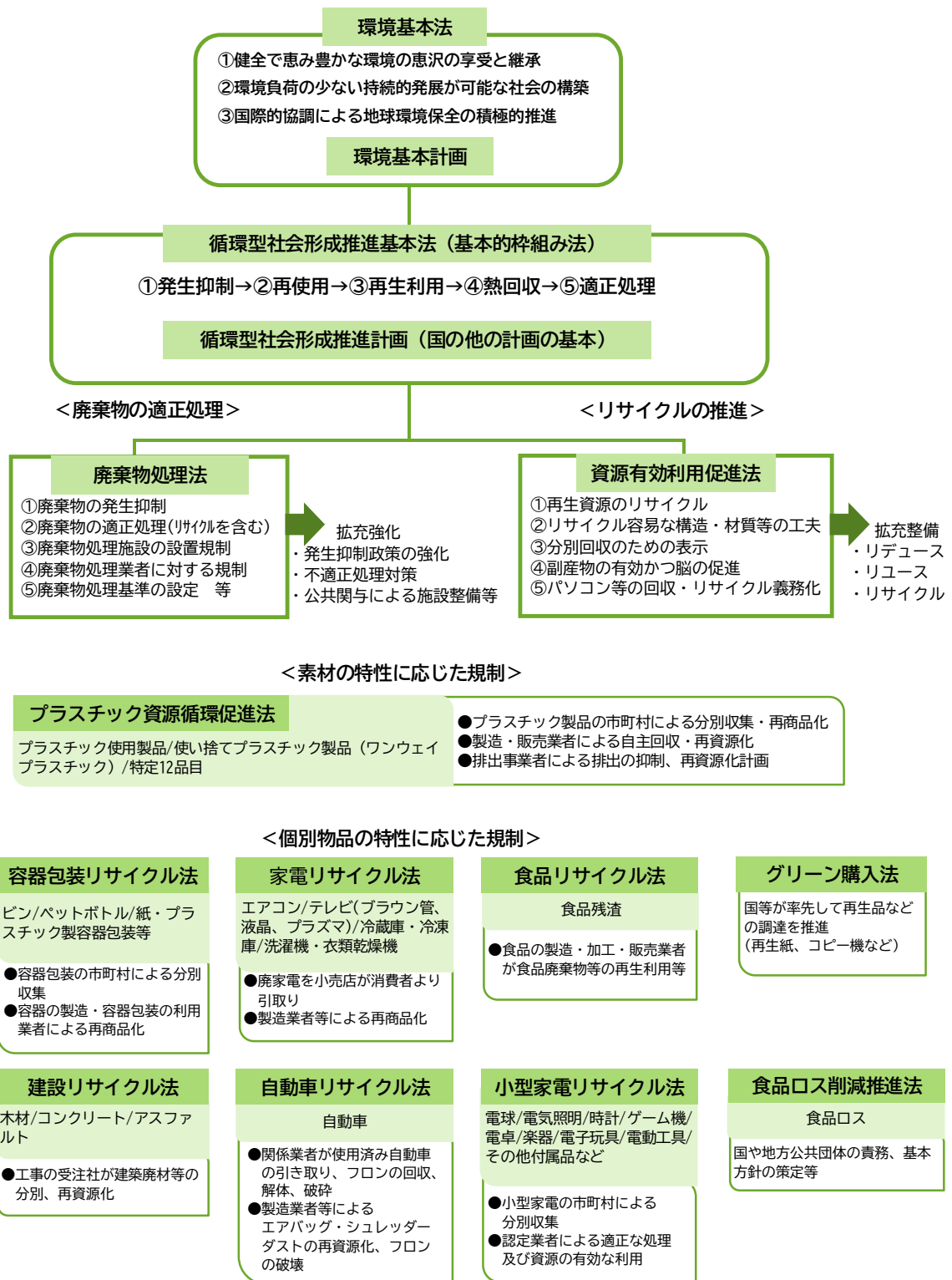
平成13(2001)年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

表 3-1 関連法の概要

年月	関連法	概要
H6.8	環境基本法 完全施行	環境保全の基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民とあらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策について定めています。
H12.4	容器包装リサイクル法 完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13.1	循環型社会形成推進基本法 施行	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法令の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13.4	家電リサイクル法 完全施行	家電製品のリサイクルを推進するために、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置づけており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付けています。
	資源有効利用促進法 完全施行 (パソコン等)	10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー）を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装についても、事業者に対し、選別表示を義務付けています。
	グリーン購入法 完全施行 (公共調達)	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的に、国などの公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品などへの需要の転換を促進するために必要な事項を定めています。
H13.5	食品リサイクル法 完全施行	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等の促進について定めています。
H14.5	建設リサイクル法 完全施行	建築物を解体する際に廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17.1	自動車リサイクル法 完全施行	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者に、リサイクル料金（フロン類、エアバッグ類、シュレッターダストのリサイクル）を負担することを義務付けています。
H25.4	小型家電リサイクル法 完全施行	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置等について定めています。
R1.10	食品ロス削減推進法 施行	食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。
R4.4	プラスチック資源 循環促進法 施行	生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設の措置等について定めています。

2) 関係法令の体系

図 3-1 関連法の体系



3) 国の方針、県の計画等

廃棄物の処理に関しては、「廃棄物処理法」に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過は表3-2のとおりです。

表 3-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年月	関連する方針・計画等
平成11年3月	(県) 群馬県ごみ処理施設適正化計画
平成13年5月	(国) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
平成14年3月	(県) 第1次群馬県廃棄物処理計画
平成15年3月	(国) 循環型社会形成推進基本計画
平成17年4月	(国) 循環型社会形成推進交付金制度
平成17年5月	(国) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成18年6月	(県) 第2次群馬県廃棄物処理計画
平成20年1月	(県) 一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)
平成20年3月	(国) 循環型社会形成推進基本計画改定
平成22年12月	(国) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成23年3月	(県) 群馬県循環型社会づくり推進計画
平成25年5月	(国) 第三次循環型社会形成推進基本計画
平成28年4月	(県) 第二次群馬県循環型社会づくり推進計画
平成30年6月	(国) 第四次循環型社会形成推進基本計画
令和3年3月	(県) 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画策定
令和4年3月	(県) 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画改定

4) 館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

本市では、廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理並びに清掃等に関し必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成5（1993）年6月24日に「館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を施行しました。

この条例において、本計画を含む一般廃棄物処理計画の策定や、計画に基づく処理等について規定しています。

3.1.2 国、県の数値目標

1) 国の数値目標

「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

なお、令和2（2020）年度以降の国の数値目標は、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月閣議決定）及び廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（平成30（2018）年6月）等の目標を参考に施策を進めていくこととしています。国の数値目標は表3-3のとおりです。

表 3-3 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	令和7（2025）年度におけるごみ排出量を1人1日当たり850g
	令和7（2025）年度における家庭系ごみ排出量（資源回収、資源ごみ等を除く）を1人1日当たり440g
リサイクル率	令和7（2025）年度における再生利用率を約28%
最終処分量	令和4（2022）年度における最終処分場の残余年数は平成29（2017）年度の水準（20年分）を維持

2) 県の数値目標

県が目指すべき循環型社会の姿を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すため、平成28（2016）年3月、「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しました。この計画期間が令和2（2020）年度で終了するにあたり、これまで進めてきた各主体の取組を検証し、新たな計画期間における取組の指針として令和3（2021）年3月に「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、さらに令和4（2022）年3月に「群馬県食品ロス推進計画」、「群馬県バイオマス活用推進計画」、「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」といった個別計画の内容を追加し、改訂を行いました。

この計画では、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、人口減少社会が到来する中で県の豊かな環境を維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。数値目標は表3-4のとおりです。

表 3-4 県の数値目標

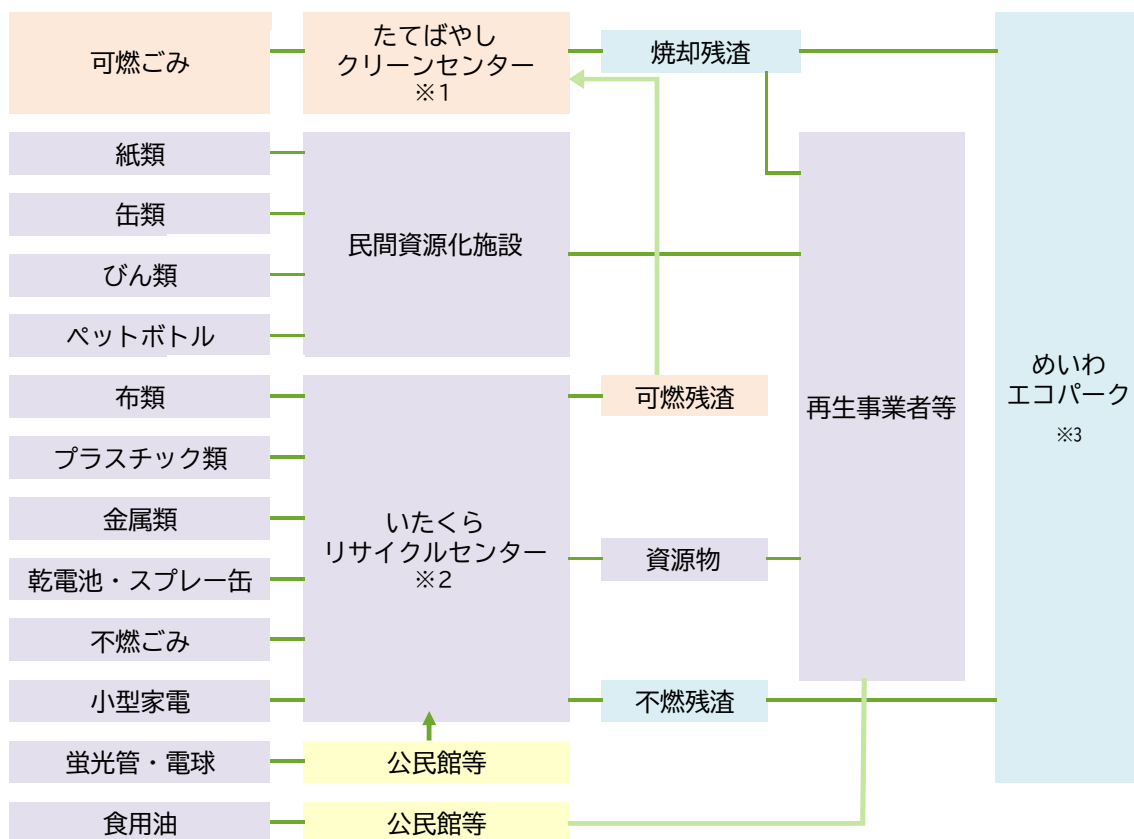
項目	目標
ごみ排出量	令和12（2030）年度におけるごみ排出量を1人1日当たり805g以下 （令和2年度：990g/人・日）
リサイクル率	令和12（2030）年度において27%以上 （令和2年度：14.3%）
最終処分量	令和12（2030）年度における最終処分量を56,000t以下 （令和2年度：70,000t）

3.2 ごみ処理の現況

3.2.1 ごみ処理フロー

図 3-2 本市のごみ処理フロー

令和4（2022）年4月現在



粗大ごみはたてばやしクリーンセンターまたはいたくらリサイクルセンターへ直接搬入

※1 たてばやしクリーンセンター：平成29（2017）年4月稼働の館林衛生施設組合の熱回収施設

※2 いたくらリサイクルセンター：平成29（2017）年4月稼働の館林衛生施設組合の粗大ごみ処理施設

※3 めいわエコパーク：平成30（2018）年4月稼働の館林衛生施設組合の最終処分場

3.2.2 家庭系ごみの分別区分・排出方法

表 3-5 本市の家庭系ごみの分別区分・排出方法

種類 (収集区分)	分別 (排出区分)	出し方
資源物	1 新聞	種類ごとにひもでしばる 雨の日は出さない ※雑紙は紙袋かダンボールに入れ、 「雑紙」と書く
	2 雑誌	
	3 ダンボール	
	4 紙パック	
	5 雑紙	
	6 布類（衣類、シーツ、タオル）	
	7 缶類（アルミ缶、スチール缶）	中身をきれいにして黄色コンテナへ
	8 びん類 （飲料・食品・化粧品ガラスびん）	中身をきれいにして青色コンテナへ
	9 ペットボトル	中身をきれいにしてラベル・キャップ をはずし、緑色コンテナへ
	10 小型家電	白色コンテナの脇へ 細かいものは中身が分かるよう袋に 入れる
	11 金属類（金属主体の製品）	包装をはずして市役所、公民館、総合 福祉センター、ダノン城沼アリーナ、 蛍光灯回収協力店の表示がある電気 店・ホームセンターの回収ボックスへ
	12 蛍光灯・電球	
	13 乾電池	
	14 スプレー缶（可燃性ガス使用缶）	白色コンテナへ ※スプレー缶は中身を使い切って
	15 食用油（植物油）	ペットボトルなどの密閉容器に入れ 市役所、公民館、総合福祉センターの 回収ボックスへ
プラスチック	16 プラスチック製容器包装 プラスチック製品	透明または半透明の袋に入れる
不燃ごみ	17 不燃材料主体の製品 （ガラス製品、陶磁器、その他）	白色コンテナの脇へ 細かいものは中身が分かるよう袋に 入れる 電池は取りはずす
	18 焼却灰	透明または半透明の袋に入れ「灰」 と書く
可燃ごみ	19 生ごみ、汚れたプラスチック・布 ・紙（紙おむつ）、草・枝	透明または半透明の袋に入れる 枝は直径3cm、長さ40cm以内にして ひもでしばる

粗大・大量ごみはたてばやしクリーンセンターまたはいたくらリサイクルセンターへ直接搬入

3.2.3 ごみ排出量

1) ごみ排出量の実績

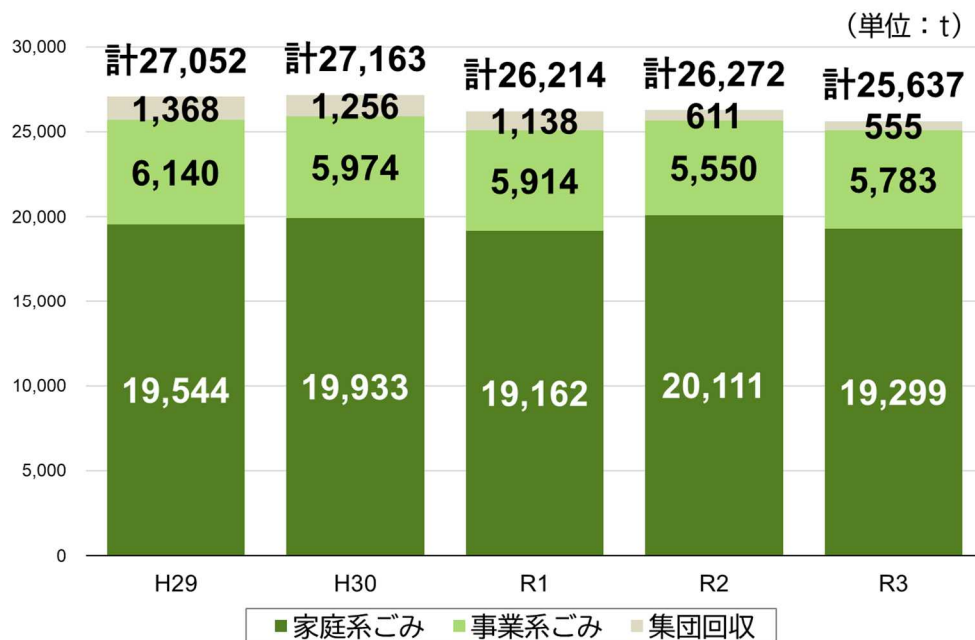
本市のごみ排出量の過去5年間の推移を見ると、平成30(2018)年度の27,163tをピークに減少傾向にあり、令和3(2021)年度には25,637t(平成30(2018)年度から約6%減)となっています。

家庭系ごみ量^{※1}は19,000～20,000t程度で推移し、概ね横ばいとなっています。

事業系ごみ量^{※2}は平成29(2017)年度の6,140tから減少してきましたが、令和3(2021)年度には増加となり、5,783tとなっています。

集団回収量も平成29(2017)年度の1,368tから年々減少して令和3(2021)年度には555t(平成29(2017)年度から約59%減)となっています。

図 3-3 ごみ排出量の推移



令和2(2020)年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び1人1日当たりごみ排出量(以下、「原単位^{※3}」といいます。)は図3-4のとおりです。

本市の事業系ごみの割合は、国平均と比較して7ポイント、県平均と比較して1ポイント低い値となっています。

また、家庭系ごみの原単位は、県平均より低く、国平均よりも高い値となっており、事業系ごみの原単位は、国・県平均より低い値となっています。

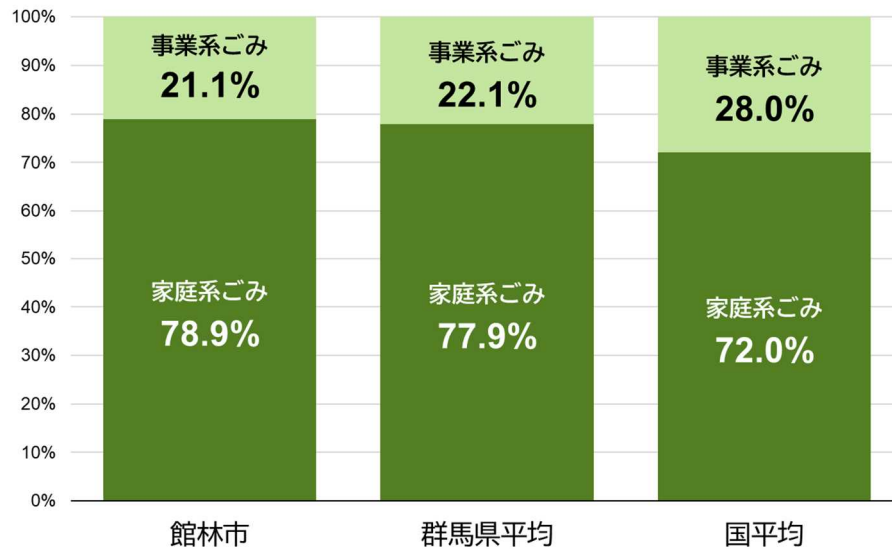
※1 家庭系ごみ：市が定期収集するごみと資源物、直接搬入されたごみと資源物の総量

※2 事業系ごみ：事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみと資源物の総量

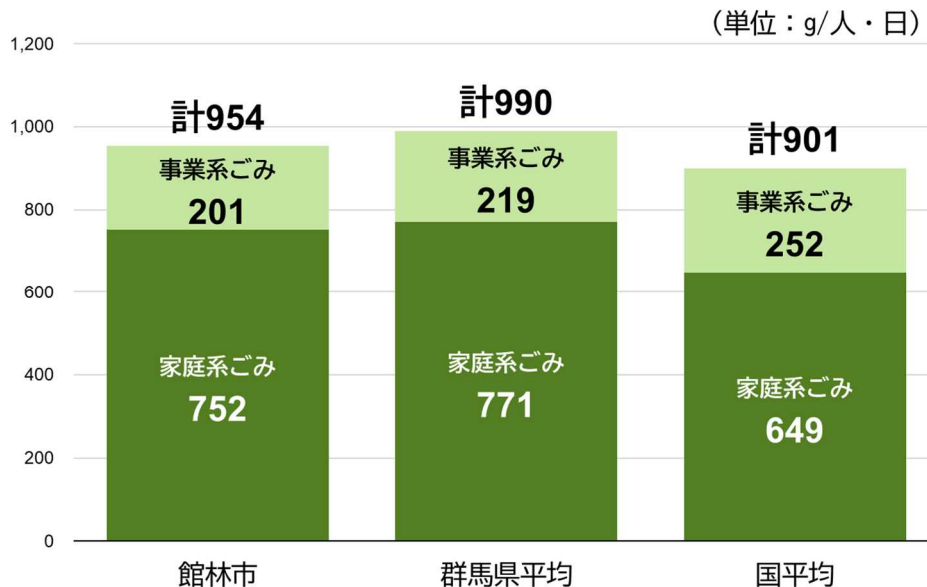
※3 原単位：ごみ排出量÷行政区内人口÷365日(閏年は366日)×1,000,000

図 3-4 家庭系ごみと事業系ごみの比較（令和2（2020）年度）

【家庭系ごみと事業系ごみ構成比】



【家庭系ごみと事業系ごみの原単位】



※ 一般廃棄物処理事業実態調査（令和2年度）による数値（端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。）

本市の1事業所当たり排出量は1,658kg/年であり、県平均1,812kg/年、国平均1,803kg/年よりも低い値となっています。

表 3-6 1事業所当たり排出量（令和2（2020）年度）

項目（単位）	館林市	群馬県	国
事業所数（事業所）	3,348	86,556	5,211,445
人口（人）	75,480	1,960,215	126,739,787
人口当たりの事業所数（事業所/千人）	44	44	41
事業系ごみ排出量（t）	5,550	156,865	9,396,341
1事業所当たり排出量（kg/年）	1,658	1,812	1,803

※ 事業所数：令和3年経済センサス活動調査による

※ 人口：住民基本台帳人口（令和2年10月1日現在）による

※ 人口当たりの事業所数：事業所数（事業所）÷人口（千人）

※ 事業系ごみ排出量：一般廃棄物処理実態調査（令和2年度）による

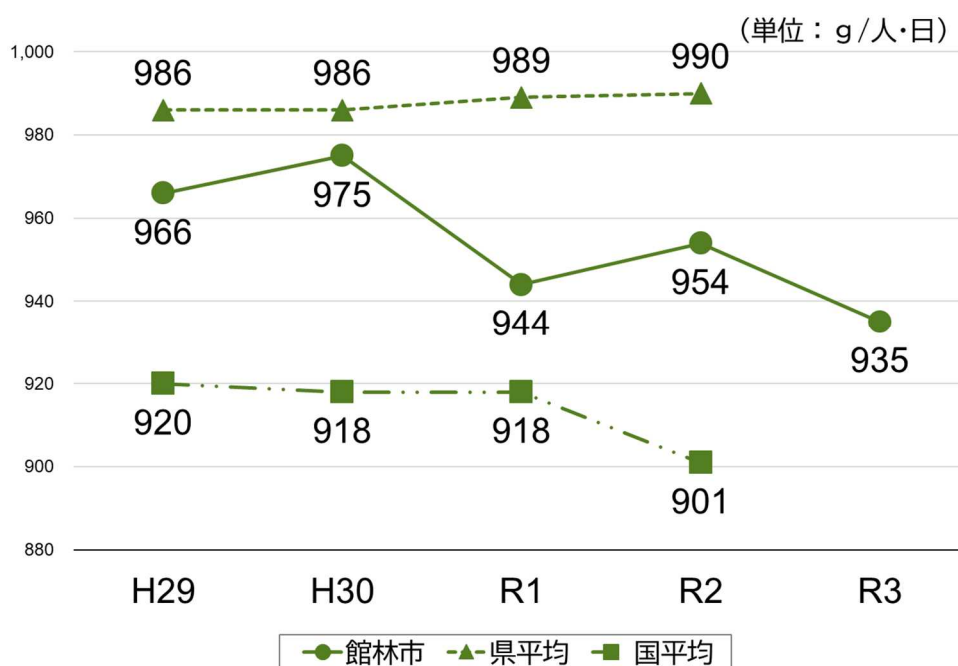
※ 1事業所当たり排出量：事業系ごみ排出量（t）÷事業所数（事業所）×1,000

2) 1人1日当たりごみ排出量

本市の過去5年間の原単位の推移を見ると、平成30（2018）年度の975g/人・日をピークに減少し、令和3（2021）年度には935g/人・日（平成30（2018）年度から約4%減）となっています。

本市の令和2（2020）年度の実績値954g/人・日は、国平均901g/人・日を上回っていますが、県平均990g/人・日は下回っています。

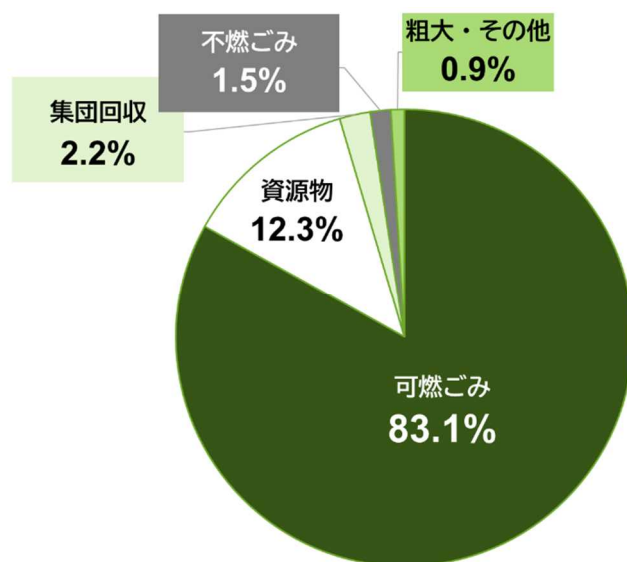
図 3-5 原単位の推移



3) 種類別ごみ排出量の内訳

本市の令和3(2021)年度の種類別ごみ排出量は、可燃ごみが83.1%、資源物が12.3%、集団回収が2.2%、不燃ごみが1.5%を占めています。

図 3-6 種類別ごみ排出量の内訳(令和3(2021)年度)



3.2.4 資源化の実績

1) 資源化量の推移

本市の資源化量の過去5年間の推移を見ると、平成30（2018）年度の6,311tをピークに減少し、令和3（2021）年度には4,844tとなっており、ピーク時に比べて23%減少しています。

図 3-7 資源化量の推移

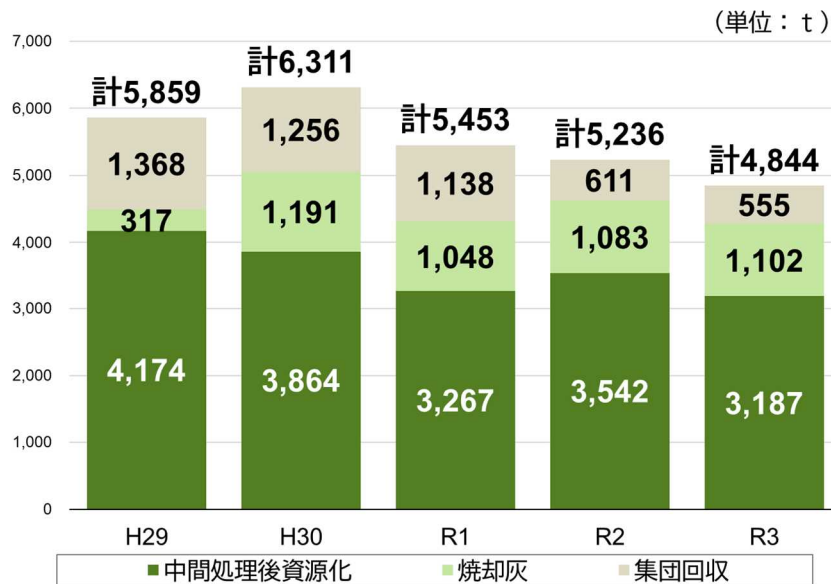


表 3-7 資源化量の内訳

(単位：t/年)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計	5,859.439	6,311.074	5,453.555	5,235.828	4,844.060
集団回収	1,368.563	1,256.325	1,137.648	610.436	555.374
紙類	1,342.331	1,232.451	1,115.291	595.899	544.285
ガラス類	3.106	2.988	1.639	0.542	0.380
金属類	18.206	16.306	16.288	11.456	9.659
布類	4.920	4.580	4.430	2.539	1.050
焼却灰	316.720	1,191.295	1,048.272	1,083.611	1,101.521
中間処理後資源化	4,174.156	3,863.454	3,267.634	3,541.781	3,187.165
紙類	1,358.114	1,444.398	1,385.029	1,556.376	1,371.360
鉄類	378.268	349.547	334.516	381.516	317.572
非鉄類	139.295	153.025	145.286	161.958	157.382
ガラス類	748.780	572.823	528.217	522.731	493.131
ペットボトル	226.761	246.298	246.967	247.150	246.192
プラスチック類	1,053.160	780.428	322.184	336.829	325.860
布類	192.387	195.350	180.277	200.002	166.063
食器	0.000	0.500	0.081	0.000	0.000
小型家電等	56.612	76.476	84.443	98.671	78.999
乾電池	10.106	32.893	27.068	26.334	24.297
蛍光灯	6.883	7.538	5.289	6.581	5.608
リユース品	0.000	0.000	0.000	0.000	0.701
処理困難物	3.790	4.178	8.277	3.633	-

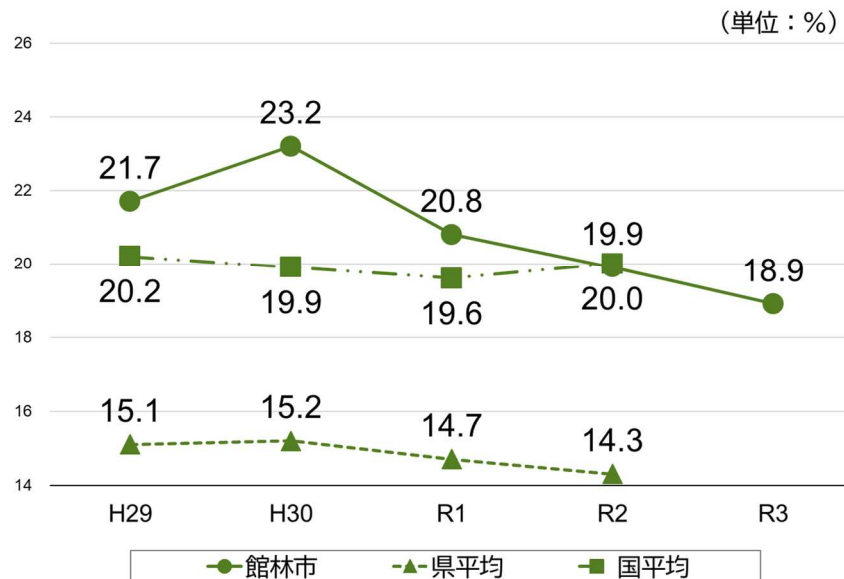
※ 処理困難物は、令和3（2021）年度から資源化量に含みません。

※ 集団回収量は、令和元（2019）年度までは実施団体による申請量、令和2（2020）年度以降は回収事業者による申請量

2) リサイクル率の推移

リサイクル率は、集団回収量を含むごみの総排出量に占める資源化量の割合で、本市のリサイクル率は平成30（2018）年度以降年々低下しており、令和2（2020）年度においては19.9%となっており、これは県平均を5.6ポイント上回っていますが、国平均の20.0%を下回り、令和3（2021）年度は19%を下回っています。

図 3-8 リサイクル率の推移



3) 集団回収量等の推移

本市の集団回収量及び申請件数は減少傾向にあり、特に近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、実施が困難となった団体も多く、著しく減少しています。

表 3-8 再生資源集団回収による回収量等の推移

年度	紙類 (kg)	びん類 (kg)	金属類 (kg)	布類 (kg)	合計 (kg)	申請件数 (件)
平成29年度	1,342,331	3,106	18,206	4,920	1,368,563	478
平成30年度	1,232,451	2,988	16,306	4,580	1,256,325	445
令和元年度	1,115,291	1,639	16,288	4,430	1,137,648	429
令和2年度	595,899	542	11,456	2,539	610,436	322
令和3年度	544,285	380	9,659	1,050	555,374	315

※ 回収量等は、令和元（2019）年度までは実施団体による申請量、令和2（2020）年度以降は回収事業者による申請量

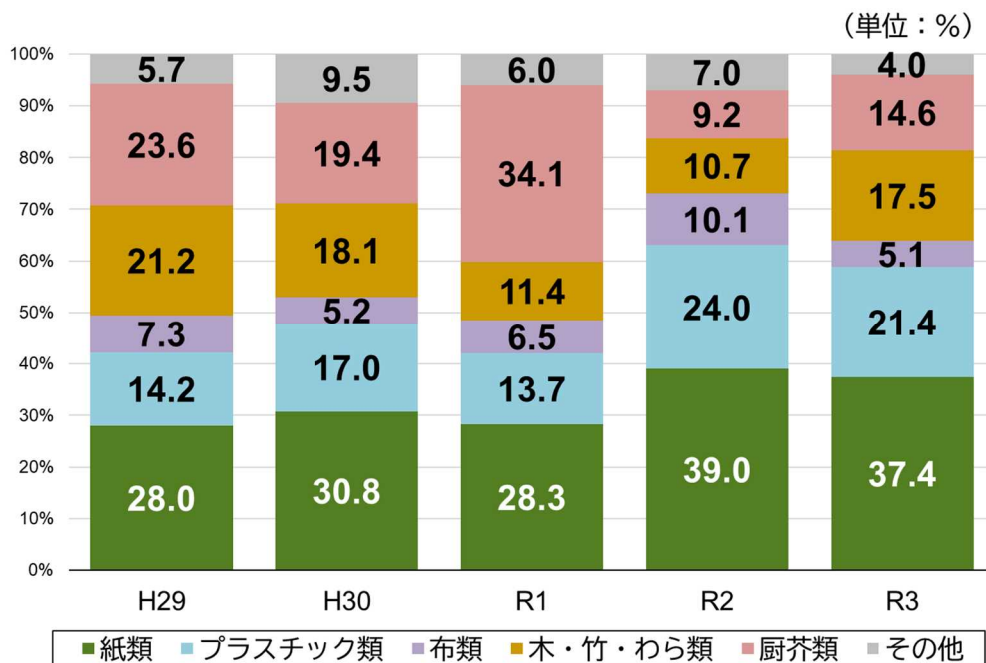
3.2.5 ごみ質分析結果

1) 可燃ごみの種類組成

本市の平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度の可燃ごみの種類組成値（湿重量比※¹）は、紙類が最も多く 28.1%～39.0%（平均値 32.8%）で推移しています。次いで厨芥類が 9.2%～34.1%（平均値 20.2%）、プラスチック類が 13.7%～24.0%（平均値 18.1%）、木・竹・わら類が 10.7%～21.2%（平均値 15.8%）、布類が 5.1%～10.1%（平均値 6.9%）となっています。

資源化できるものが可燃ごみとして多く排出されていると考えられます。

図 3-9 可燃ごみの種類組成（湿重量比）



2) 可燃ごみの三成分値

本市のごみの三成分値※²（重量比）は、水分が 38.6%～48.2%（平均値 42.7%）、可燃分が 47.0%～57.0%（平均値 52.0%）灰分※³が 4.4%～6.5%（平均値 5.3%）となっています。

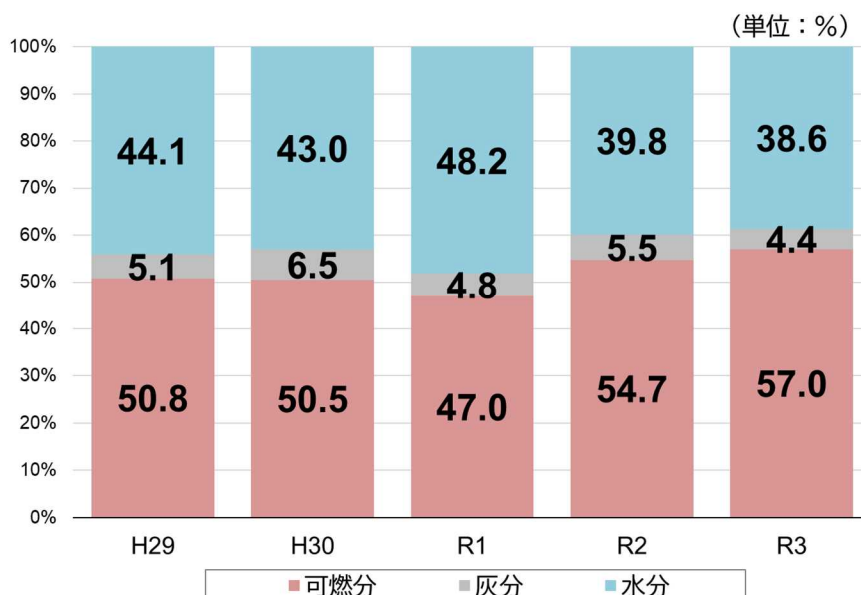
可燃ごみのうち 40～50%を水分が占めており、水分が排出量にも影響を及ぼしていることがわかります。

※¹ 湿重量比：水分を含んだ状態で重量を計測し、構成比を示したもの

※² 三成分値：ごみの性状を把握するために、可燃ごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの

※³ 灰分：完全燃焼した後に残る不燃焼性の物質

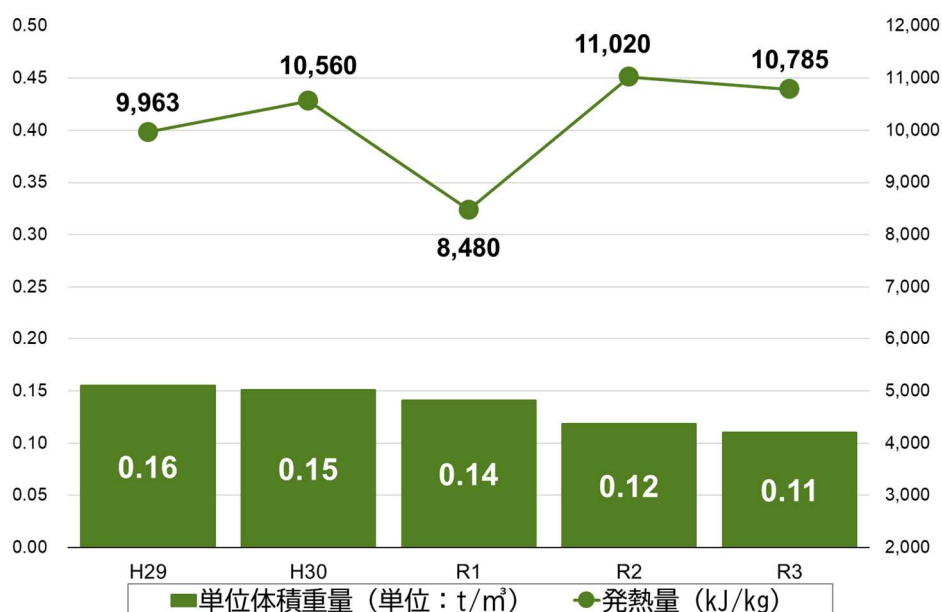
図 3-10 可燃ごみの三成分値



3) 可燃ごみの単位体積重量と発熱量

本市の可燃ごみの単位体積重量^{※1}の平均値は平成 29 (2017) 年度以降小さくなっており、令和 3 (2021) 年度には 0.11t/m³となっています。また、発熱量^{※2}の平均値は逆に上がっており、平成 3 (2021) 年度は 10,785kJ/kg となっています。このことから、重量が小さく（軽量）、発熱量が高いという特性を持つプラスチックの割合が大きくなっていることが分かります。

図 3-11 可燃ごみの単位体積重量と発熱量



※1 単位体積重量：可燃ごみの単位体積当たりの重量

※2 発熱量：ごみを燃焼した時のエネルギー（熱量）を示すもので、ここでは水分の蒸発潜熱分を含まない低位発熱量を示しています。

4) ごみステーションに排出されたごみの種類組成（湿重量比）

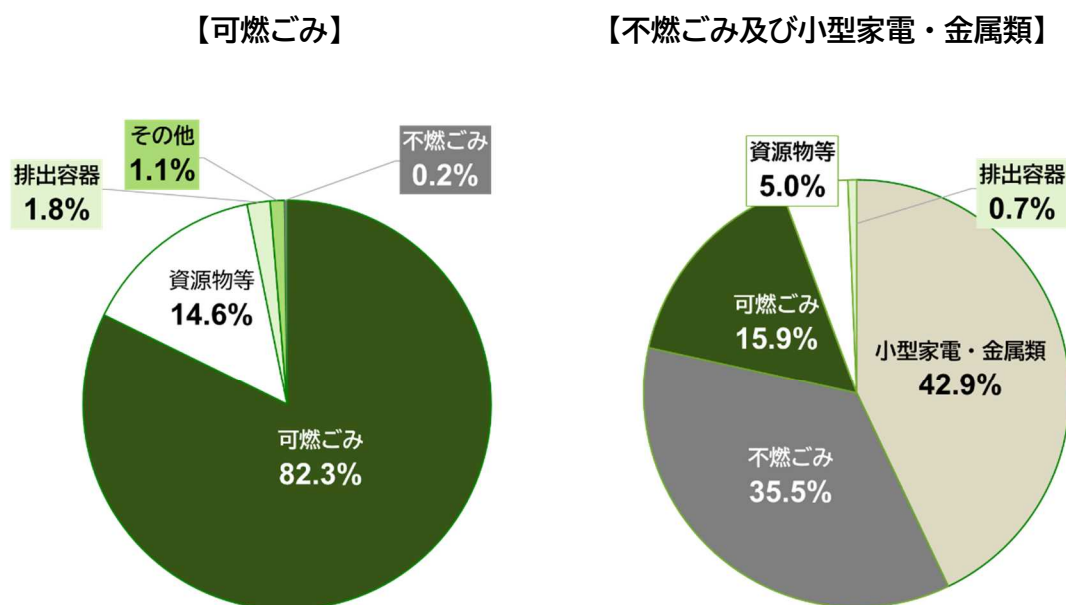
ごみステーションに排出される家庭ごみの状況を確認するため、令和4（2022）年9月8日（木）、9日（金）の2日間で、新宿一丁目（戸建て住宅、単身者向け集合住宅）、下三林町（農業地帯戸建て住宅）、日向町（ファミリー向け集合住宅）における可燃ごみと、不燃ごみ及び小型家電・金属類の組成調査（サンプル調査）を行いました。

結果は図3-12のとおり、内訳の詳細は図5-6、表5-5（第5章資料編p.78,79）のとおりです。

可燃ごみは、適正に排出された割合が80%を超えていましたが、資源物等が14.6%含まれていました。資源物等の主なものとしては、容器包装プラスチック（きれいなもの）4.0%、雑紙3.9%、布類2.8%、ダンボール1.8%などとなっていました。

不燃ごみ及び小型家電・金属類は、適正に排出された割合が78.4%と、可燃ごみよりは多少低いですが、同程度となっていました。このうち資源物等は5.0%含まれており、主なものは容器包装プラスチック（きれいなもの）が4.4%、びんが0.4%などとなっていました。

図 3-12 可燃ごみと不燃ごみ等の組成調査結果



3.2.6 収集運搬の概要

1) 収集運搬の状況

本市における家庭系ごみは委託業者によって収集運搬が市全域で行われています。
また、事業系ごみは許可業者によって収集運搬が行われています。

表 3-9 家庭系ごみの収集運搬の状況

令和4（2022）年4月現在

分別品目		収集回数	収集方法
可燃ごみ		週2回	ステーション方式
不燃ごみ		月2回	ステーション方式
粗大ごみ		—	自己搬入・許可業者依頼
資源物	紙類	月2回	ステーション方式
	布類		
	プラスチック類		
	ペットボトル		
	缶・金属類		
	びん		
	スプレー缶・乾電池	—	拠点回収方式
	蛍光管・電球		
	食用油		

2) 収集運搬車両の状況

表 3-10 収集運搬車両の状況

令和4（2022）年4月現在

項目（単位）	直営	委託業者	許可業者	合計
収集車台数（台）	-	20	209	229
積載量（t）	-	42	554	596
事業者数（事業者）	-	1	45	46

3) 収集運搬量の推移

表 3-11 収集運搬量の推移

(単位：t)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ	19,544	19,933	19,162	20,111	19,299
収集ごみ	18,481	18,877	17,962	18,745	17,926
可燃ごみ	14,735	14,978	14,980	15,320	14,758
不燃ごみ	74	461	147	324	317
資源物	3,661	3,405	2,807	3,070	2,818
その他	10	32	27	26	24
粗大ごみ	1	1	1	5	9
直接搬入ごみ	1,063	1,056	1,200	1,366	1,373
可燃ごみ	639	596	717	762	815
不燃ごみ	4	15	19	42	56
資源物	402	367	373	405	307
その他	0	0	0	0	0
粗大ごみ	18	78	91	157	195
事業系ごみ	6,140	5,974	5,914	5,550	5,783
可燃ごみ	6,033	5,913	5,851	5,499	5,730
不燃ごみ	2	0	0	0	0
資源物	101	59	60	41	38
粗大ごみ	4	2	3	10	15

※ その他：乾電池などの有害ごみ・危険ごみ

3.2.7 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

表 3-12 中間処理の状況

分別品目	中間処理の状況
可燃ごみ	たてばやしクリーンセンターで焼却処理し、焼却残渣は資源化または埋立処分
不燃ごみ	いたくらリサイクルセンターで破碎・選別・圧縮処理し、鉄類、アルミ類を再生事業者へ引渡し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立処分
粗大ごみ	・可燃性粗大ごみは、たてばやしクリーンセンターで前処理(剪断)後、可燃ごみと同様に処理 ・不燃性粗大ごみは、不燃ごみと同様
資源物	紙類
	布類
	プラスチック類
	ペットボトル
	缶・金属類
	びん
	スプレー缶・乾電池
	小型家電類
	蛍光管・電球
	食用油

2) 中間処理施設の概要

(1) 焼却処理施設（熱回収施設）

表 3-13 焼却処理施設の概要

施設名称	たてばやしクリーンセンター
管理者	館林衛生施設組合
所在地	館林市苗木町2447-19
供用開始	平成29年4月1日
敷地面積	15,155㎡
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式
処理能力	100t/日（50t/24H×2炉）
余熱利用	温水発生器による温水回収方式 （施設内給湯・暖房、館林市総合福祉センター）

(2) リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）

表 3-14 リサイクルセンターの概要

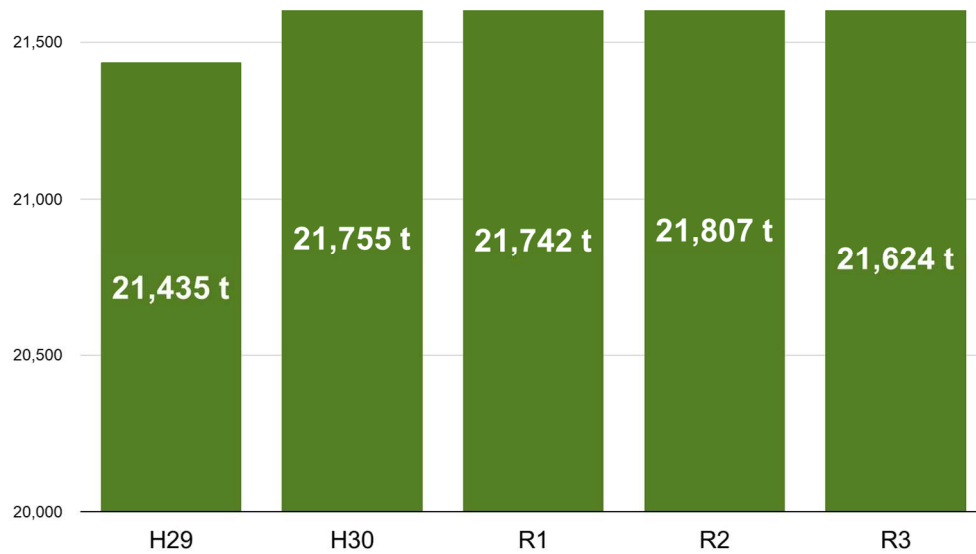
施設名称	いたくらリサイクルセンター
管理者	館林衛生施設組合
所在地	邑楽郡板倉町大字板倉 3427-7
供用開始	平成29年4月1日
敷地面積	6,836㎡
処理方式	破碎・選別
処理能力	5t/日（5H）

3) 中間処理量

(1) 焼却処理量の推移

本市の焼却処理量は、平成 29（2017）年度以降、年々増加しておりますが、令和 3（2021）年度には 21,624t と減少しています。

図 3-13 焼却処理量の推移

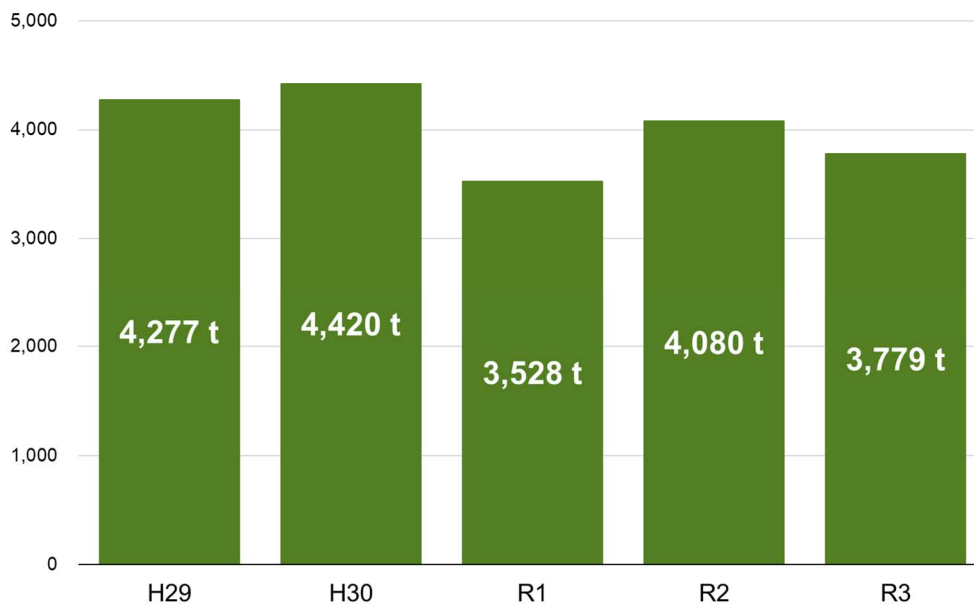


※ 粗大ごみ、不燃ごみから発生する可燃残渣を可燃ごみ排出量に加算

(2) 不燃ごみ・資源物の処理量

本市の不燃ごみ・資源物の処理量は、令和元（2019）年度を境に増加傾向となり、令和3（2021）年度は3,779tとなっています。

図 3-14 不燃ごみ・資源物の処理量の推移



3.2.8 最終処分の概要

1) 最終処分場の概要

平成 28（2016）年度までは、旧最終処分場の残余容量を確保し、埋立期間の延長を図るため、焼却灰の大部分を民間の処分場に場外搬出していましたが、館林衛生施設組合を主体としたごみ処理広域化に伴い、平成 30（2018）年度より館林衛生施設組合が運営・管理する「めいわエコパーク」での埋立を行っています。

表 3-15 旧最終処分場の概要

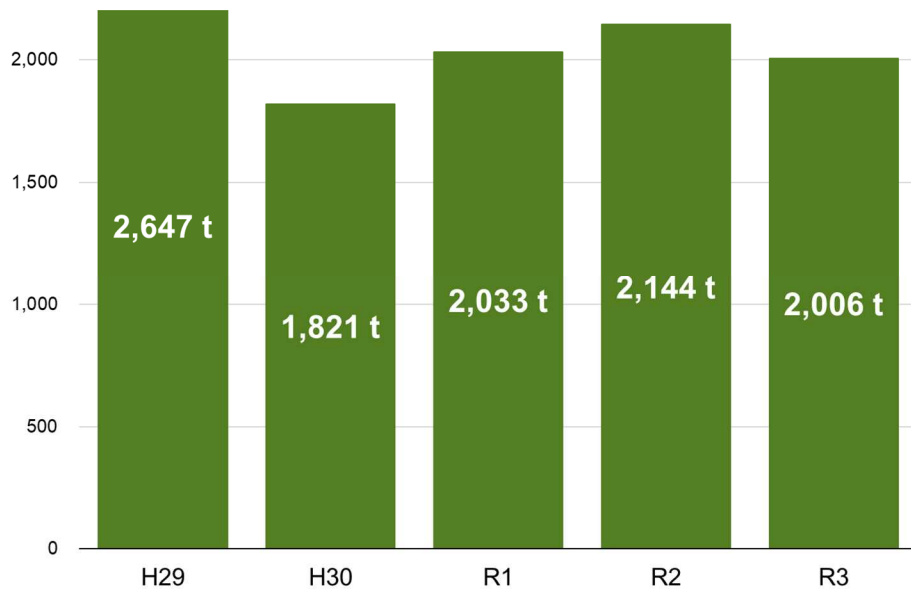
施設名称	館林市一般廃棄物最終処分場
管理者	館林市
所在地	館林市苗木町2495-1
敷地面積	15,402㎡
埋立面積	11,370㎡
埋立容量	80,000㎡
埋立開始	平成5年5月20日
浸出水処理水量	45㎡/日

表 3-16 新最終処分場の概要

施設名称	めいわエコパーク
管理者	館林衛生施設組合
所在地	邑楽郡明和町千津井 1019-1
敷地面積	21,307㎡
埋立面積	2,700㎡
埋立容量	19,000㎡
埋立開始	平成30年4月1日
浸出水処理水量	5㎡/日

2) 最終処分量の推移

図 3-15 最終処分量の推移



※ 民間処分場での最終処分量を含む

3.2.9 ごみ処理経費

本市の1人当たり処理経費は増加傾向で推移しており、令和3(2021)年度には16,000円を超えています。

表 3-17 ごみ処理経費の推移

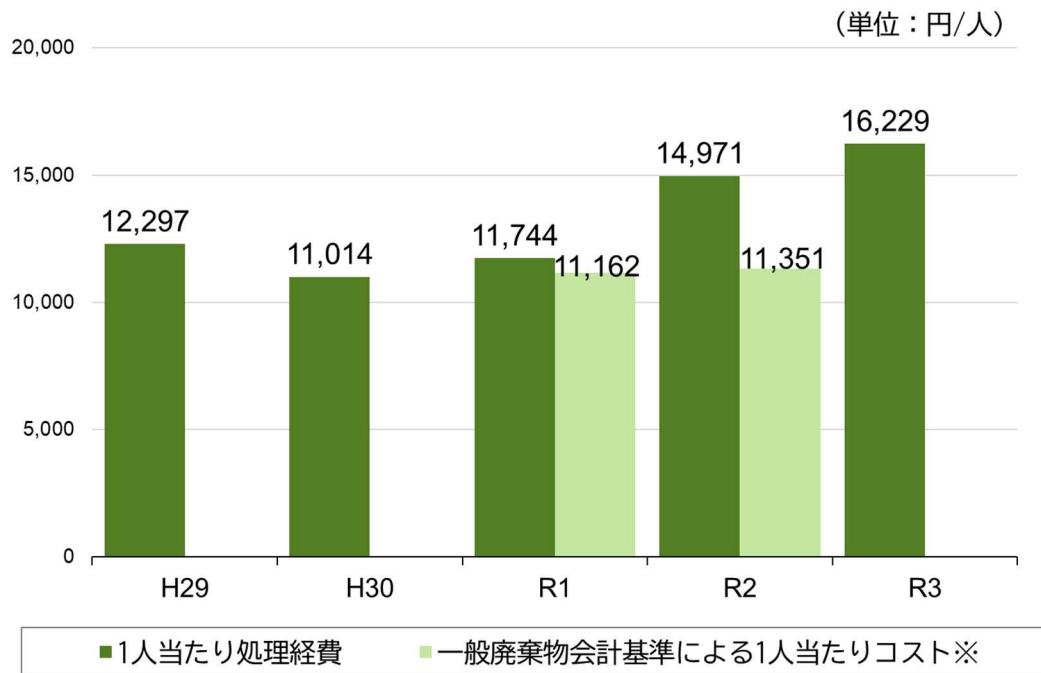
区分(単位)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理人口(人)	76,738	76,310	75,864	75,480	75,091
ごみの総排出量(t)	27,052	27,163	26,214	26,272	25,637
処理経費(千円)	990,350	1,062,699	1,217,451	1,195,909	1,244,214
資源物売払等収入(千円)	46,709	222,189	326,510	65,873	25,545
差引費用(千円)	943,641	840,510	890,941	1,130,036	1,218,669
1人1日当たりごみ排出量(g)	966	975	944	954	935
1人当たりの処理経費(円)	12,297	11,014	11,744	14,971	16,229
トン当たり処理経費(円)	34,882	30,943	33,987	43,013	47,536

※ 人口：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

※ 処理経費には施設の解体・新設費用を含み、資源物売払等収入には国庫補助金等を含みます。

※ 1人当たりの処理経費・トン当たり処理経費は、処理経費より資源物売払等収入を差し引いた費用より算出しています。

図 3-16 1人当たり処理経費の推移



※ 一般廃棄物会計基準：地方公共団体の一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めたもので、処理経費は経常収益と経常費用より算出されます。本市では令和元（2019）年度分より算出しています。

3.2.10 前計画における取組状況

前計画（平成 25（2013）年度～令和 4（2022）年度）に基づく施策の取組状況は下記のとおりです。※（ ）番号は前計画の番号による。

項目	取組内容・状況	主体	課題等
情報活用	（１）教育、啓発活動の充実 団体・サークル、小中学校、保育園・幼稚園等と連携し、出前講座を実施しています。	行政	・連携先の拡充 ・積極的な実施
	（２）ホームページ・広報によるごみに関する情報の充実 啓発資料の毎戸配付、ホームページ掲載を行っています。 ・資源とごみの分け方・出し方 ・分別収集カレンダー ・たてばやしのごみの分別辞典 ・広報たてばやし ・エコシティ mini（広報たてばやし内） ケーブルテレビ、分別アプリ、動画サイトによる情報発信を行っています。 ・館林ケーブルテレビ「@たてばやし」 ・分別アプリ（さんあ〜る）「館林市からのお知らせ」 ・YouTube「館林市公式動画チャンネル」	行政	・内容の見直し ・多言語化
普及啓発 （市民活動）	（３）ごみ減量化・資源化に関する市民のイベントの支援 市民団体が企画する環境イベントへの情報提供を行っています。	行政	・効果的な支援
	（４）地域に根差した減量化・資源化運動の推進 （５）分別収集を徹底することについての意見交換の実施 地域で活動する廃棄物減量等推進員と収集事業者が会して、地域のごみ問題を共有し、改善策について話し合う懇談会を開催しています。	行政 行政	－
	（６）ごみの減量化・資源化の工夫について市民の発表の場の提供 提供できていない状況です。	行政	・発表の場の提供
	（１４）生ごみの水切り・減量の励行 （１９）生ごみの水切り、堆肥化によるごみの減量 出前講座を通して、生ごみの水切りがごみの減量につながることを周知しています。 また、ごみ減量化器具の購入費助成交付を行い、販売店と連携し啓発を行っていますが、ごみ減量化器具の購入費助成交付制度の利用者は横ばいです。 地域住民が協力し堆肥化を実施している地区もあります。	行政 市民	・効果的な周知 ・制度の見直し
ごみ発生 抑制	（１５）買い物袋持参運動の推進 （２０）マイバッグの利用の推進 （２６）買い物袋持参運動への協力 国の「プラスチック資源循環戦略」によるレジ袋有料化により、マイバッグの利用は広く浸透しています。 「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」により、県はレジ袋辞退率 100%を目指しています。	行政 市民 事業者	－

項目	取組内容・状況	主体	課題等
	(11) リユースの推進	行政	・ 仕組みの見直し
	ごみとして排出された物で再使用可能な物を整備し、リユース品としてオークション販売等を行っています。		
	(21) 使い捨て用品の使用抑制、再生品や詰め替え製品の使用推進	市民	・ 実態把握と対策
	実態を把握できていない状況です。		
	(24) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	事業者	・ 実態把握と対策
	レジ袋有料化により排出抑制が進んでいるものと思われますが、実態を把握できていない状況です。 また、マイボトル普及促進のため、給水スポットの設置を進めていますが、民間施設への設置が進んでいない状況です。		
食品ロス削減	(16) 食品ロスの削減	行政	・ 効果的な啓発
	事業者や市民に対して、宴会等での「3010 運動」を周知しました。また、出前講座などで、食品ロスの実態について周知し、動画の配信も行っています。		
	(22) 食品ロスの発生抑制	市民	・ 効果的な啓発
事業者連携	可燃ごみに含まれる食品ロスが多くある状況です。		
	(7) 多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底	行政	・ 検査対象の拡大
	ごみ処理施設での搬入物の検査（搬入検査）により、分別の不十分な事業者に対して指導を行っています。		
	(8) バイオマスの資源化と有効活用	行政	・ 資源化の検討
	剪定枝・刈草等は焼却処理しており、資源化は行われていない状況です。廃食用油は資源化のため、拠点回収を行っています。		
普及啓発 (事業ごみ)	(10) 再生事業者の育成	行政	・ 効果的な周知
	食品関係事業者より相談があった場合、適切な食品リサイクル事業の紹介や県との調整を行っています。		
	(23) 自己処理責任の徹底	事業者	・ 効果的な指導
	事業者自らの責任において処理する義務について、認識していない事業者も多い状況です。		
	(25) 事業者責任における分別回収・リサイクルの推進	事業者	・ 効果的な指導
	事業系ごみの搬入検査の結果、分別が不十分な状況が確認されています。食品残渣も多くあり、食品リサイクルの推進が不十分な状況です。		
	(27) ごみを出さない従業員（社員）教育の実施	事業者	・ 効果的な指導
	事業系ごみの搬入検査の結果、資源物の混入が多く確認されており、従業員教育が十分に実施されていない状況です。		
	(28) 減量化及び資源化の結果の公表	事業者	・ 実態把握と対策
その他	実態を把握できていない状況です。		
	(9) ごみ処理有料化制度の検討	行政	・ 有料化の検討
	廃棄物減量等推進審議会や廃棄物減量等推進員会議等での意見を踏まえ、検討を行っています。		
	(12) グリーン購入の推進	行政	—
	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を行っています。		
	(17) 先進地事例の研究や近隣市町との交流を推進	行政	・ 先進事例の研究
	近隣市町と広域的な減量化のための意見交換を行っています。		

項目	取組内容・状況	主体	課題等
収集運搬	(13) 雑紙、プラスチック類及び蛍光管の回収率の向上 資源化が可能な紙類、プラスチック類が可燃ごみにいまだ多く混入している状況です。	行政	・分別の徹底
	(18) 資源分別収集の活用 資源物の分別収集は市民に定着しています。	市民	・分別の徹底
	(29) 集団回収による資源回収の推進 (39) 集団回収事業への積極的な参加 集団回収に対して助成金を交付していますが、回収量及び申請件数が減少傾向にあります。	行政 市民	・制度の見直し
	(30) 公共施設を使った拠点回収 蛍光管・廃食用油の拠点回収を行っています。	行政	・回収品目の検討
	(33) 収集方法の検討 (35) 市民サービスの充実 ステーション方式による収集を行っています。 高齢者世帯のごみ出し支援は、他の生活支援によりカバーされている状況です。	行政 行政	・配置の適正化
	(34) ごみステーションの管理について 地域と連携し、分別や排出ルールの順守が不十分な排出者に対する啓発・指導を行っています。	行政	・配置の適正化 ・管理の適正化 ・分別の徹底
	(36) 収集運搬車両の見直し 委託業者及び許可業者の車両台数・導入車両についての確認を行っています。	行政	・低公害車の導入促進
	(37) 水銀回収の推進 分別収集カレンダー等で周知し、イベント回収や拠点回収（市役所）を行っています。	行政	・回収拠点の増設
	(38) 分別の徹底 地域と連携し、分別の徹底を呼び掛けていますが、適正に分別されていないものも多く確認されています。	市民	・分別の徹底
	(40) 排出者責任の徹底 事業者自らの責任において処理する義務について認識していない事業者も多い状況です。	事業者	・効果的な指導
	(41) 許可業者による収集と自己搬入 事業者がごみステーションに排出しているケースも多く確認されている状況です。	事業者	・効果的な指導
資源化	(31) 小型家電類の資源化の推進 小型家電の分別収集を行っているほか、民間事業者と協定を結び資源化を進めています。	行政	・効果的な周知
	(32) 新たな分別区分の検討 (44) 資源化の拡充 生ごみ、紙おむつ、剪定枝、陶磁器等の資源化について、検討が進んでいない状況です。	行政 行政	・資源化の検討

項目	取組内容・状況	主体	課題等
	(42) 適正処理の推進 たてばやしクリーンセンター、いたくらしサイクルセンター、めいわエコパークで適正に処理を行っています。	行政	・処理の効率化 ・施設の延命化
	(43) 民間活用の推進 市民や事業者に対して、紙類等の資源物の身近な回収拠点として、市内の民間リサイクル業者を周知しています。	行政	・効果的な周知
	(45) スtockヤードの整備 たてばやしStockヤードの整備により、資源物や粗大ごみ排出における市民の利便性が向上しています。	行政	－
	(46) 埋立量の削減 焼却灰の資源化を行い、埋立量の削減を図っていますが、ごみの減量化や資源物の分別の徹底をより一層進める必要がある状況です。	行政	・ごみの減量化 ・分別の徹底
	(47) 災害廃棄物処理計画の策定 災害廃棄物の収集運搬・処分などの方針を定めた「館林市災害廃棄物処理計画」を令和元年8月に策定しました。	行政	・計画の周知
その他	(48) 廃棄物減量等推進審議会の実施 ごみの減量及び再利用の促進等に関する事項を審議する館林市廃棄物減量等推進審議会を開催しています。	行政	－
	(49) 環境美化の推進 市民、事業者、行政が連携した市民一斉清掃等の清掃活動を行っています。	行政	－
	(50) 処理困難物対策 処理困難物の回収先となる販売店や処理業者を周知しています。	行政	・処分先の周知

3.2.1.1 類似自治体との比較検討

1) 類似自治体との比較

ごみ処理状況についての類似自治体（14 自治体）との比較を表 3-18 に示します。
本データは環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（令和 2 年度）」に基づいています。

※ 類似自治体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの（本市は「Ⅱ-2」に該当）

2) 類似自治体との比較結果

表 3-18 により、類似自治体と比較した結果は以下のとおりです。

(1) 原単位

本市の原単位は 954g/人・日で、類似自治体の原単位の平均値 970g/人・日をわずかながらではありますが、下回っています。

(2) 家庭系・事業系構成比

本市のごみ排出量における家庭系・事業系構成比は、類似自治体とほぼ同じ値になっています。

(3) リサイクル率

本市の資源化率は 19.9%で、類似自治体の平均値 22.9%を下回っています。

(4) 最終処分率

本市の最終処分率は 8.4%で、類似自治体の平均値 5.6%を上回っています。

※ 最終処分率：ごみ排出量（集団回収量を除く）に対する最終処分量の割合

(5) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）

本市の 1 人当たり年間処理経費（処理及び維持管理費）は 10.7 千円で、類似自治体の平均値 12.6 千円を下回っています。

(6) 分別区分数

本市の分別区分数は 19 区分で、類似自治体平均の 14 区分を上回っています。

表 3-18 類似自治体との比較表（令和2年度）

県名	市区町村名	人口 (人)	原単位 (g/人・日)	ごみ排出量				家庭系・事業系構成比		再資源化量、最終処分量				事業経費								その他
				家庭系ごみ (t/年)	集団回収量 (t/年)	事業系ごみ (t/年)	合計 (t/年)	家庭系ごみ (%)	事業系ごみ (%)	再資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)	比率		合計 (千円)	建築改良費 (千円)	処理及び 維持管理費 (千円)	その他 (千円)	1人当たりの処理経費				分別 区分数 (区分)
												リサイクル 率 (%)	最終処分率 (%)					合計 (千円/人)	建築改良費 (千円/人)	処理及び 維持管理費 (千円/人)	その他 (千円/人)	
群馬県	館林市	75,480	954	20,111	611	5,550	26,272	78.4	21.6	4,625	2,144	19.9	8.4	1,195,909	378,575	806,579	10,755	15.8	5.0	10.7	0.1	19
	渋川市	76,036	1,136	20,838	1,798	8,903	31,539	70.1	29.9	1,072	3,321	9.1	11.2	742,647	0	655,215	87,432	9.8	0.0	8.6	1.1	8
	藤岡市	64,413	1,210	21,782	1,141	5,529	28,452	79.8	20.2	4,379	1,424	19.4	5.2	966,980	179,212	776,696	11,072	15.0	2.8	12.1	0.2	10
	安中市	56,878	994	16,068	896	3,669	20,633	81.4	18.6	1,252	2,463	10.4	12.5	591,331	2,332	580,592	8,407	10.4	0.0	10.2	0.1	11
茨城県	鹿嶋市	67,487	971	17,877	790	5,244	23,911	77.3	22.7	11,826	391	52.8	1.7	2,932,852	1,830,491	1,102,361	0	43.5	27.1	16.3	0.0	16
栃木県	鹿沼市	96,459	890	24,437	915	5,991	31,343	80.3	19.7	3,212	4,221	13.2	13.9	1,705,085	127,171	1,246,983	330,931	17.7	1.3	12.9	3.4	14
埼玉県	行田市	80,341	1,021	23,571	463	5,901	29,935	80.0	20.0	5,617	412	20.3	1.4	685,504	0	685,504	0	8.5	0.0	8.5	0.0	12
	秩父市	61,340	1,051	15,337	668	7,531	23,536	67.1	32.9	4,651	734	22.6	3.2	399,507	0	399,507	0	6.5	0.0	6.5	0.0	12
	東松山市	90,407	958	24,187	383	7,037	31,607	77.5	22.5	2,332	2,632	8.6	8.4	948,246	0	948,246	0	10.5	0.0	10.5	0.0	15
	羽生市	54,416	988	15,410	219	4,003	19,632	79.4	20.6	4,468	699	23.9	3.6	1,117,229	0	992,676	124,553	20.5	0.0	18.2	2.3	14
	幸手市	50,389	848	13,254	234	2,103	15,591	86.3	13.7	3,145	1,401	21.7	9.1	808,419	0	787,676	20,743	16.0	0.0	15.6	0.4	14
千葉県	君津市	83,177	948	18,858	81	9,836	28,775	65.7	34.3	7,182	1,057	25.2	3.7	1,546,192	123,103	1,422,137	952	18.6	1.5	17.1	0.0	19
	袖ヶ浦市	64,884	936	16,771	499	4,889	22,159	77.4	22.6	5,421	759	26.7	3.5	1,053,708	106,700	946,627	381	16.2	1.6	14.6	0.0	8
東京都	羽村市	54,783	845	13,759	729	2,416	16,904	85.1	14.9	5,272	0	35.5	0.0	995,083	3,115	987,218	4,750	18.2	0.1	18.0	0.1	17
神奈川県	綾瀬市	85,054	783	20,630	0	3,671	24,301	84.9	15.1	7,468	75	30.7	0.3	643,981	0	591,615	52,366	7.6	0.0	7.0	0.6	24
平均		-	970	-	628	-	-	78.0	22.0	-	-	22.9	5.6	-	-	-	-	15.7	2.6	12.6	0.6	14

※ 人口：住民基本台帳人口（令和2年10月1日現在）

3.2.12 課題の整理

本市の現状から見えてきた課題を整理し、次に示します。

本市の現状	課題	対策	取組
●出前講座等の受講希望団体が限られており、学習機会の広がりが少ない ●定期的な情報発信ができていない ●各地域で実施している効果的なごみ減量化の取り組みを紹介できていない ●分別アプリの普及が十分でない ●外国人居住者の排出状況、分別状況が適切でない地区がある ●国により習慣なども異なる中、理解しやすい情報提供が不足している ●若年単身者の排出状況、分別状況が適切でない地区がある	効果的な啓発の仕組みの構築	情報活用	●教育、啓発活動の充実 ●ホームページ・広報・分別アプリによる情報発信の充実 ●若年層や外国籍のかたにも届く情報提供方法の検討 ●実践を支援する参加型情報提供方法の検討
		普及啓発（市民活動）	●ごみ減量化の取り組みの発表の場の提供 ●ごみ減量化に関する市民イベントの支援
		食品ロス削減	●食品ロス削減の取組紹介
●1日1人当たり排出量が954g/人・日と全国平均値901g/人・日を上回っている ※類似自治体の最小値は783g/人・日 ●可燃ごみの40～50%を水分が占めている ●可燃ごみ全体の約10%が食品ロスとして排出されている ●ごみ処理費用は1tあたり47,536円 総額1,244百万円 ●ごみ処理費用負担の公平性について課題がある	ごみ排出抑制の推進	普及啓発（市民活動）	●地域に根差した減量化・資源化運動の推進
		ごみ発生抑制	●生ごみの水切り・堆肥化によるごみの減量の推進 ●リユースの推進 ●使い捨て用品の使用抑制推進 ●再生品や詰め替え製品の使用推進
		食品ロス削減	●食品ロスの発生抑制
		その他	●ごみ処理有料化制度の検討 ●先進事例の研究や近隣市町との交流を推進
●可燃ごみの中に紙類、プラスチック類等の資源物が多く混入している ●分別の徹底が不十分な状況であり、資源化率の向上、埋立処分量の削減について改善の余地がある ●高齢単身者等で分別不十分、ごみステーションまでの排出が困難な場合がある	分別徹底の推進	情報活用	●分別アプリを活用した適正排出
		普及啓発（市民活動）	●分別収集を徹底することについて意見交換の実施
		収集運搬	●分別の徹底 ●高齢化に対応した市民サービスの充実
●食品廃棄物のリサイクルについて関心が高まっているが、食品リサイクルループの支援体制が不十分 ●令和2年度の資源化率は19.9%と全国平均20.0%よりも0.1ポイント低く、類似自治体の平均値22.9%よりも3.0ポイント低い	ごみの資源化の推進	事業者連携	●バイオマスの資源化と有効活用 ●再生事業者の育成
		収集運搬	●新たな分別区分の検討 ●集団回収による資源回収の推進 ●公共施設を使った拠点回収の推進
		資源化	●プラスチック類の資源化の推進 ●適正処理の推進 ●民間活用の推進 ●資源化の拡充

本市の現状	課題	対策	取組
●事業系ごみは排出者責任での処理・資源化が原則だが、適切に行われていない場合がある ●事業系ごみの搬入検査で、産業廃棄物の混入や、分別不十分な事例が確認されている ●事業系ごみ排出量は減少傾向で推移しているものの、増加抑制対策が不足している	事業系ごみ対策の推進	事業者連携	●飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		普及啓発（事業ごみ）	●多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底 ●自己処理責任の徹底 ●事業者責任における分別回収・リサイクルの推進 ●ごみ減量化に対する従業員教育の実施 ●減量化及び資源化の結果を公開
●安定した処理を継続するための処理量の抑制対策が不足している ●ごみステーションの適正管理が不十分な地域がある ●違法な回収事業者の営業が確認されている	安全で安定した適正処理の推進	収集運搬	●収集方法、運搬車両の見直し ●ごみステーションの適正管理 ●排出者責任の徹底 ●許可業者による収集と自己搬入
●最終処分場の延命に向けた減量化、資源化による処分量削減対策が不十分である	最終処分量の削減を推進	最終処分	●埋立量の削減

3.3 基本理念・基本方針等

3.3.1 基本理念

基本理念

**「MOTTAINAI」（もったいない）の心を育み、
みんなで取り組む「ごみゼロ」のまち**

「もったいない」とは、利用できるものが無駄になっていることへの残念さを表す言葉です。ただし、単に残念さを表すだけではなく、目に見えない力や働きに助けられていることへの感謝の気持ちを表現するものでもあります。

平成 16（2004）年にノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイさんが平成 17（2005）年に来日した際、日本の言葉「もったいない」に触れ、単に資源を有効活用しようとする意味だけではなく、資源に対する尊敬の念も含まれていると理解して強い感銘を受けたそうです。そしてマータイさんは、ニューヨークの国連本部の委員会などでこの「MOTTAINAI」という言葉を、環境を守る世界共通語として広めることを提唱しました。

本市においても、近年、外国人人口の割合が高まってきています。そして、今後はさらに高まっていくと考えられます。すべての市民が「MOTTAINAI」の心を育み、みんなで「ごみゼロ」を目指していくこととし、これを基本理念とします。

3.3.2 基本方針

基本理念に基づいて、市民・事業者・行政で「ごみゼロ」のまちを目指していくため、次の基本方針に沿って取組を進めていくこととします。

方針1：みんなで学び取り組む「ごみゼロ」の推進

市民・事業者が「ごみゼロ」の考えや取り組み方を学び、実践できる環境をつくり、育む地域社会を構築します。

方針2：リデュース、リユースのライフスタイルの定着

市民・事業者・行政が一体となって、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）に取り組み、生活や事業活動の中にリデュース・リユースの浸透を促進します。

方針3：何回も生まれ変わるリサイクルの推進

生まれてしまったごみは、可能な限りリサイクル（再生利用）し、資源として有効活用するなど、循環型社会を構築します。

方針4：安全・安心で効率的な処理の推進

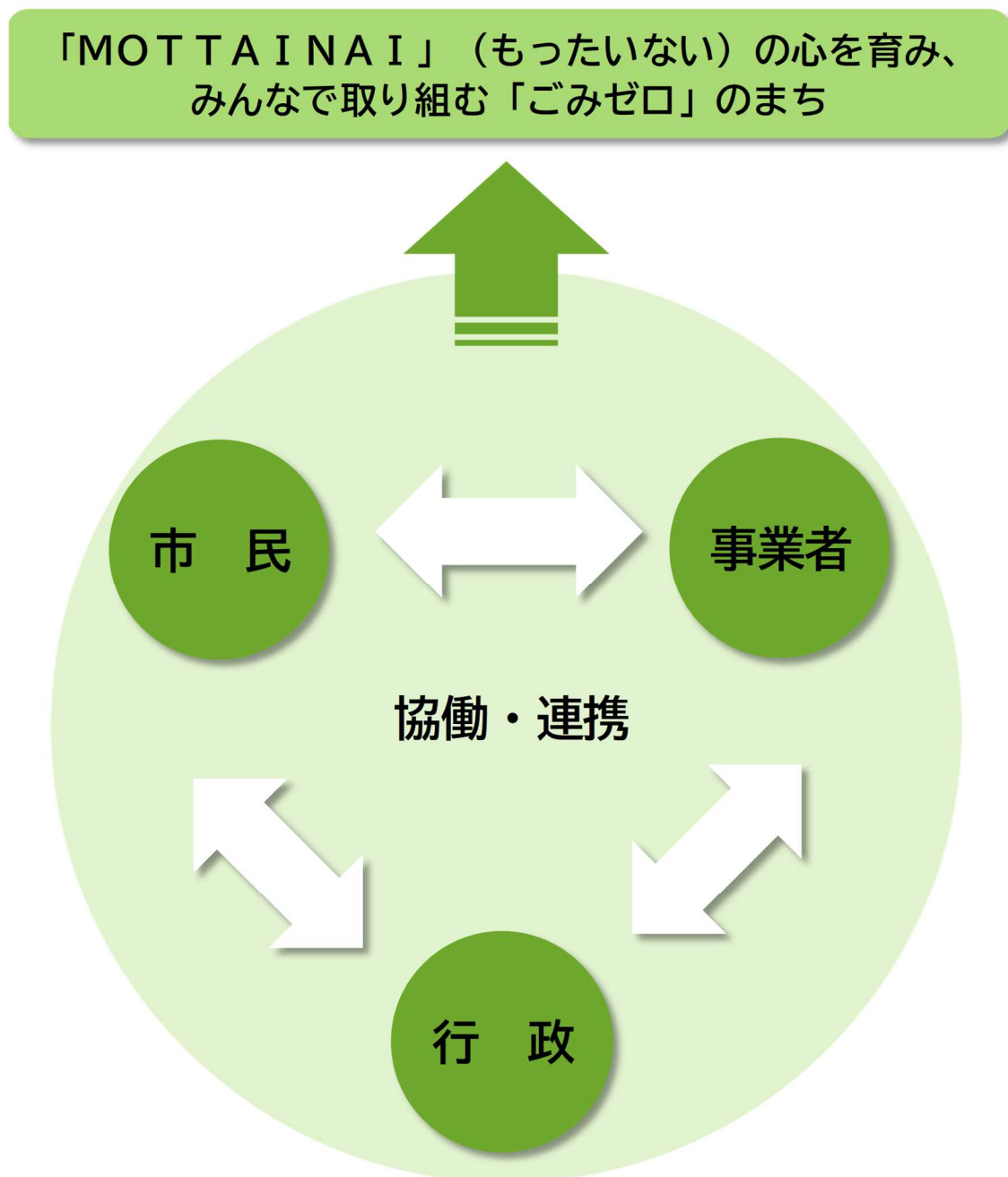
やむを得ず発生してしまったごみは、分別区分の検討も含め、効率的で環境負荷の少ない収集と、処理を行っていきます。

また、広域処理による合理化とともに、エネルギー活用を推進します。

3.3.3 基本理念を実現するための役割

基本理念を実現するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

図 3-17 市民・事業者・行政の連携



3.3.4 達成目標の設定

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

1) 減量化の目標

指標	基準年度 令和3(2021)年度 実績	中間目標年度 令和9(2027)年度 基本計画	計画目標年度 令和14(2032)年度 基本計画
1人1日当たり ごみ排出量	935 g /人・日	870 g /人・日	804 g /人・日
※集団回収を含む	基準年度より	7 %削減 ↓	14 %削減 ↓
1人1日当たり 家庭系可燃・不燃ごみ 排出量	590 g /人・日	516 g /人・日	442 g /人・日
※資源物（集団回収等）を除く	基準年度より	12.5 %削減 ↓	25.1 %削減 ↓
1日当たり 事業系ごみ排出量	15.8 t /日	13.8 t /日	12.2 t /日
	基準年度より	12.7 %削減 ↓	22.8 %削減 ↓

2) 資源化の目標

指標	基準年度 令和3(2021)年度 実績	中間目標年度 令和9(2027)年度 基本計画	計画目標年度 令和14(2032)年度 基本計画
リサイクル率	18.9%	22.6%	26.8%
※ごみの総排出量に占める資源化量の割合	基準年度より	3.7 ポイント 向上 ↑	7.9 ポイント 向上 ↑

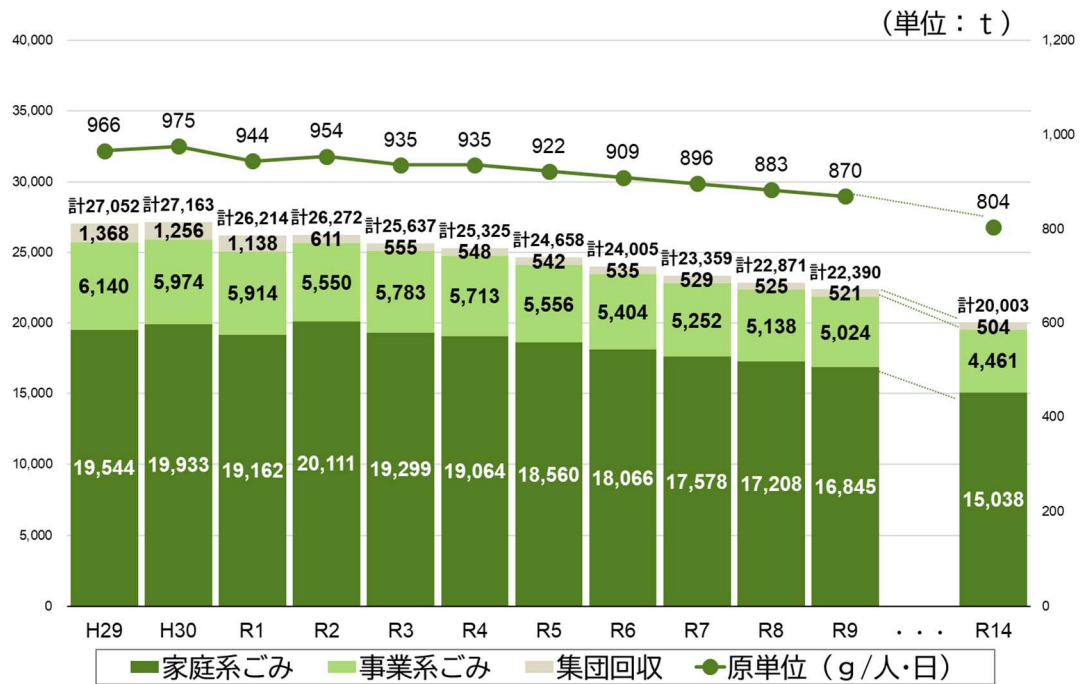
3) 最終処分の目標

指標	基準年度 令和3(2021)年度 実績	中間目標年度 令和9(2027)年度 基本計画	計画目標年度 令和14(2032)年度 基本計画
最終処分量	2,006 t	1,694 t	1,454 t
※民間処分場での最終処分量を含む	基準年度より	15.6 %削減 ↓	27.5 %削減 ↓

4) ごみ排出量等の見通し

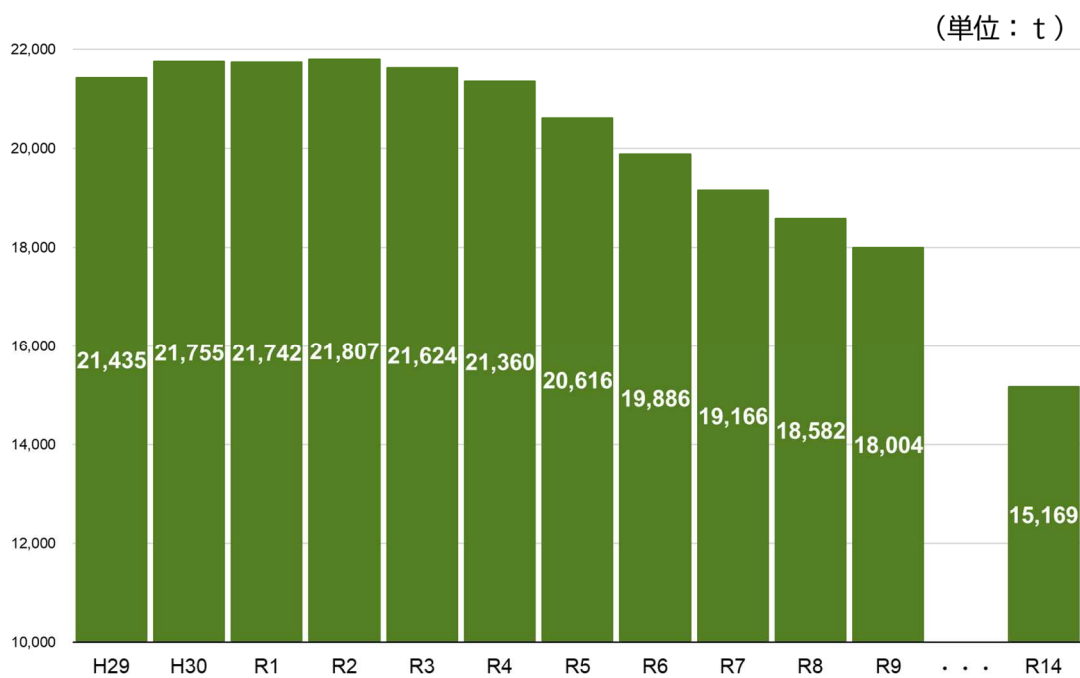
(1) ごみ排出量の見通し

図 3-18 ごみ排出量（集団回収を含む）の見通し



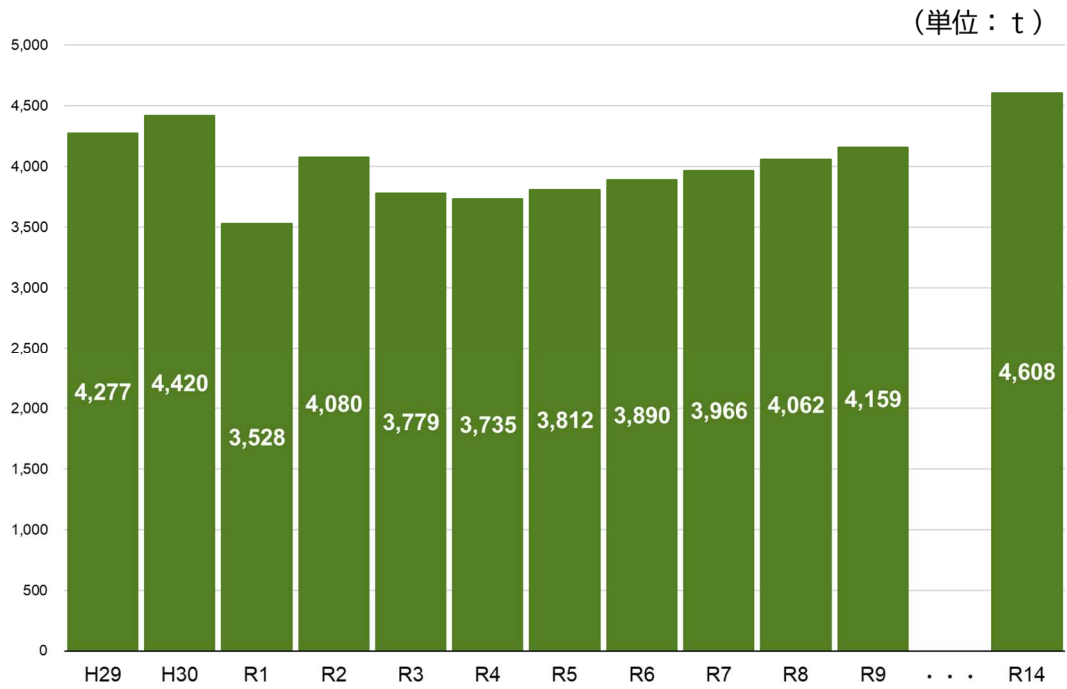
(2) 焼却処理量の見通し

図 3-19 焼却処理量の見通し



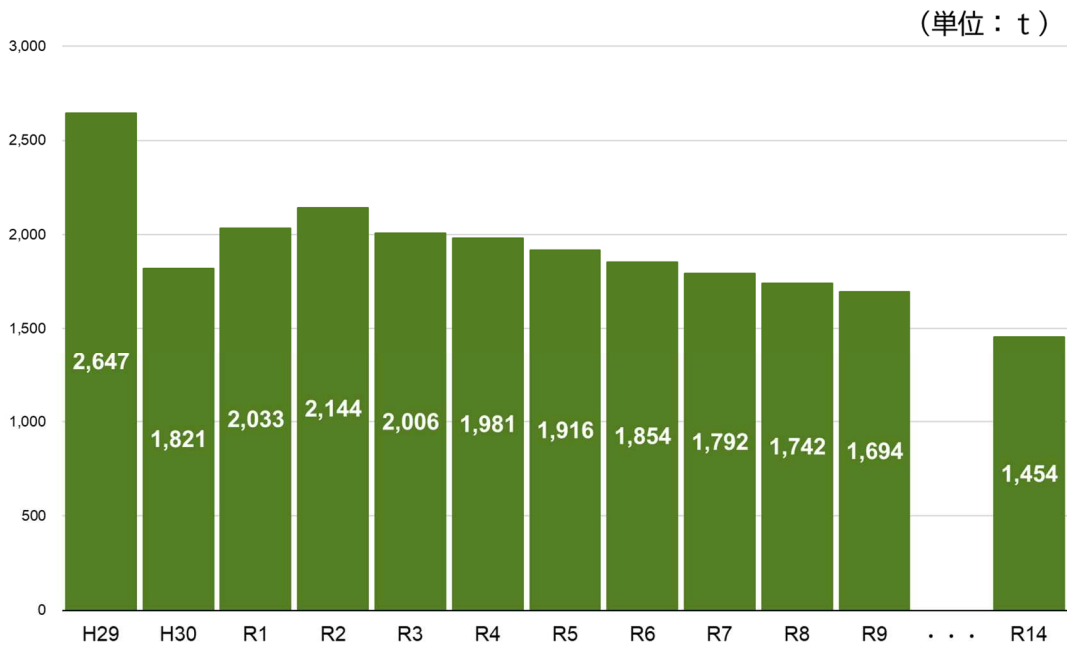
(3) 不燃ごみ、資源物量の見通し

図 3-20 不燃ごみ、資源物量の見通し



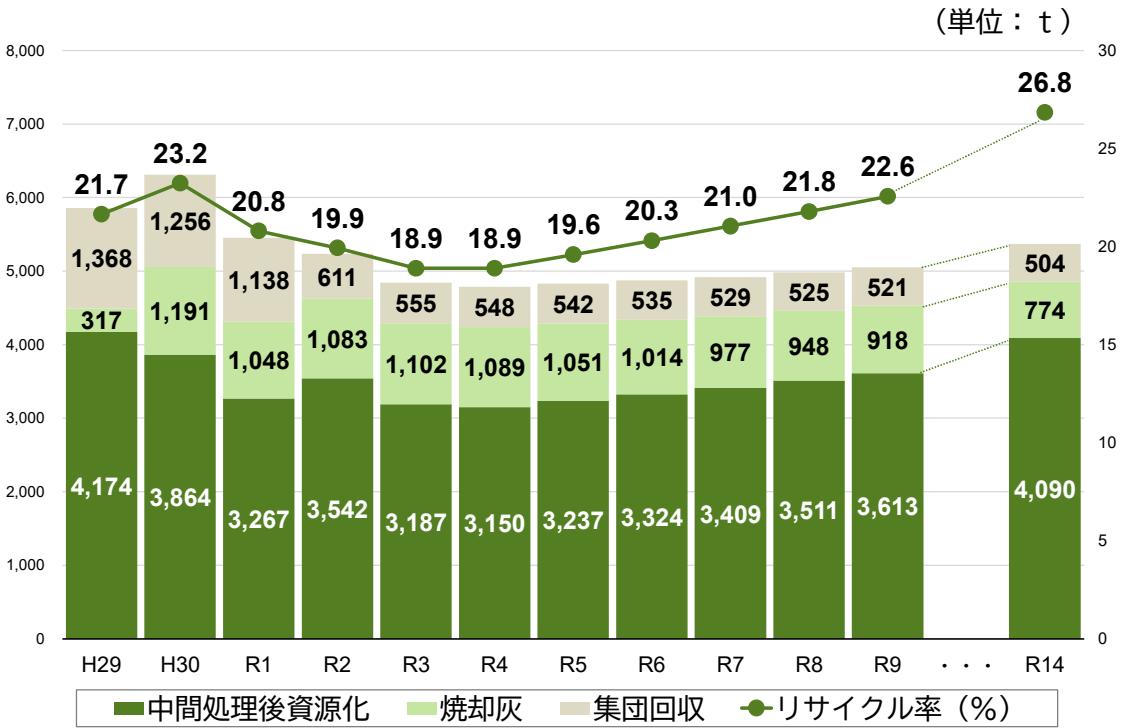
(4) 最終処分量の見通し

図 3-21 最終処分量の見通し



(5) 資源化量・リサイクル率の見通し

図 3-22 資源化量・リサイクル率の見通し



※ リサイクル率：ごみの総排出量に占める資源化量の割合

3.3.5 取り組みの体系

取り組みの体系を次に示します。

3.4 ごみ処理基本計画

3.4.1 基本方針1 みんなで学び取り組む「ごみゼロ」の推進

区分	情報活用									
取組 1	教育、啓発活動の充実									【随時実施】
取組概要	① 学校教育や保育園・幼稚園および生涯学習と連携し、年齢に応じたごみ問題に関する啓発の充実 ● 教育機関や地域等と連携して、ごみ減量やリサイクルをテーマとした学習に積極的に取り組み、子どもから大人まで啓発を図ります。 ② 学習機会の充実 ● 資源循環や環境保全に対する知識と行動を習得できるよう、気軽に参加できる体験型の学習機会を設けます。									
実施主体	市民・行政									
取組 2	ホームページ・広報・分別アプリによる情報発信の充実									【随時実施】
取組概要	● 「資源とごみの分け方・出し方」、「資源とごみ分別収集カレンダー」、「たてばやしのごみの分別辞典」「広報たてばやし」、環境に関する情報誌「エコシティ」、ホームページ、パンフレット、ポスター等、あらゆる媒体を活用し、ごみの減量化・資源化のための広報・啓発活動を行います。 ● ごみの排出量が全国平均より多い本市の現状や、水切り方法などのごみの減量化・資源化の工夫等、市民により関心を持ってもらえるよう、わかりやすく伝えていきます。									
実施主体	行政									
取組 3	分別アプリを活用した適正排出									【随時実施】
取組概要	● 分別方法の検索機能や、資源とごみの収集日のお知らせ機能が活用できる資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信し、ごみの適正排出、分別啓発の促進を支援します。									
実施主体	市民・行政									
取組 4	若年層や外国籍のかたにも届く情報提供方法の検討									
取組概要	● それぞれの母国語での情報提供とともに、コミュニティのリーダーや、子どもへの環境教育などを通じ、ともに理解し、実践できるような情報提供方法を検討していきます。 《現状》海外には、「ごみを分けて決められた場所に捨てる」という習慣がない国もあります。そのような国から日本にきたかたにとって、日本の生活文化への理解不足や地域コミュニティの希薄化から、ごみを分別し、決められた日に、決められた場所以外に捨ててはいけない、ということを理解するのは難しいことです。しかし、ていねいに説明して理解してもらえれば、同じ地域住民としてきれいな暮らしを送りたい気持ちは同じです。									
実施主体	市民・行政									
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	◀…研究・検討…▶		◀…………… 随時実施 ……………▶							

取組5	実践を支援する参加型情報提供方法の検討									
取組概要	● あらゆる市民が、参加型・体験型のイベントに参加し、理解し、実行できるような仕組みを構築していきます。 ≪現状≫分別方法がわからないう、例えば、食品等が付着したプラスチック製容器包装をどのくらいきれいにすればよいかわからず、可燃ごみとして排出されているかもしれません。しかし、「こうしたらいい」「これくらいでいい」ということがわかったと、汚れを落としたり、分別しやすくなります。									
実施主体	市民・行政									
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	◀…研究・検討…▶		◀…………… 随時実施 ……………▶							

3.4.2 基本方針2 リデュース、リユースのライフスタイルの定着

区分	普及啓発（市民活動）	
取組 6	ごみの減量化・資源化の工夫について市民の発表の場の提供	【随時実施】
取組概要	● 地域でのごみ減量化・資源化への取り組みや、食材を使い切るためのエコ料理など、市民の工夫をほかの市民が学べる機会を設けます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組 7	地域に根差した減量化・資源化運動の推進	【随時実施】
取組概要	● 地域等で開催されるイベントや学習の場などの機会を捉えて、減量化、資源化について浸透を図っていきます。 ● 地域のリーダーとなる廃棄物減量等推進員を育成し、活動を支援します。	
実施主体	市民・行政	
取組 8	分別収集を徹底することについて意見交換の実施	【随時実施】
取組概要	● 分別方法について、出前講座等での説明だけでなく、話し合いの場を設け、市民の意見を聞いていきます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組 9	ごみ減量化に関する市民のイベントの支援	【随時実施】
取組概要	● リサイクルフェアやフリーマーケットなど市民等が開催するイベントを積極的に支援します。	
実施主体	市民・事業者・行政	

区分	ごみ発生抑制	
取組10	生ごみの水切り・堆肥化によるごみの減量	【随時実施】
取組概要	● 生ごみの水切りは可燃ごみの減量化に大きく寄与することを出前講座や体験型の講座を通じて市民によびかけます。 ● 生ごみの水切りや、ごみ減量化器具の活用による生ごみの堆肥化を推進し、ごみの減量に協力します。 ● 手軽に使える生ごみ減量化器具の普及を図ります。	
実施主体	市民・行政	
取組11	リユースの推進	【随時実施】
取組概要	● 家庭で不要となった家具等を必要なかたへ提供し、再利用する仕組みを構築します。 ● マイボトル、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。 ● イベント等におけるリユース食器の利用に努めます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組12	使い捨て用品の使用抑制推進	【随時実施】
取組概要	● ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制に努めます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組13	再生品や詰め替え製品の使用推進	【随時実施】
取組概要	● ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、再生品や詰め替え製品の選択、使用に努めます。	
実施主体	市民・事業者・行政	

区分	食品ロス削減	
取組14	食品ロスの発生抑制	【随時実施】
取組概要	● 「3010（さんまるいちまる）運動」や食材の使いきり、「フードバンク」などの取組や利用方法等を紹介し、日々実践してもらえよう周知していきます。 ● 食品ロスの発生を抑制するため、食材の食べきりや使いきり、「フードバンク」の活用に努めます。	
実施主体	市民・事業者・行政	

区分	事業者連携	
取組15	多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底	【随時実施】
取組概要	● ごみ搬入検査を定期的実施し、ごみを多量に排出または分別の不十分な事業者に対して、ごみの排出方法や減量化を指導し、多量排出事業者には減量に関する計画の作成を求めます。	
実施主体	事業者・行政	

取組16	バイオマス※の資源化と有効活用									
取組概要	① 生ごみ堆肥化の推進									
	● 堆肥化機器の研究や堆肥の利用先などについて先進事例を研究し、生ごみの堆肥化を進めます。									
	● 堆肥の作り方やその利用方法等について、広く市民に周知を図っていきます。									
	● 「食品リサイクル法」の主旨を踏まえ、食品関連事業者による食品廃棄の実態を把握するなどし、食品残渣のリサイクルを指導します。									
取組概要	② 剪定枝葉の堆肥化及び燃料化									
	● ごみ焼却量削減と資源化の促進のため、剪定枝葉のチップ化による堆肥化及び木質バイオマス発電の燃料化を推進します。									
	③ 廃食油の有効活用									
	● 廃食用油の拠点回収の継続と拡充を図り、有効活用を推進します。									
取組概要	④ 再生事業者の育成									
	● 資源回収事業者や、生ごみの資源化事業者などの育成を図っていきます。									
	※ 食品廃棄物など、化石資源を除いた再生可能な生物由来の有機性資源									
事業期間	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	◀…研究・検討…▶		◀…………… 随時実施 ……………▶							
実施主体	市民・事業者・行政									

区分	普及啓発（事業ごみ）	
取組17	自己処理責任の徹底	【随時実施】
取組概要	● 「廃棄物処理法」に基づき、事業活動から出たごみは事業者自らの責任において適正に処理するとともに、適正処理や減量のために、行政の施策に協力します。	
実施主体	事業者・行政	
取組18	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	【随時実施】
取組概要	● 民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。 ● 過剰包装を抑制し、レジ袋等の削減を推進します。	
実施主体	市民・事業者・行政	

取組19	事業者責任における分別回収・リサイクルの推進	【随時実施】
取組概要	● 事業者及び資源回収事業者、許可収集業者が連携して紙類及びプラスチック類、生ごみの分別回収を推進します。 ● 「容器包装リサイクル法」や「食品リサイクル法」等の様々なリサイクル法に基づき、分別された廃棄物のリサイクルを積極的に推進し、減量に努めます。	
実施主体	事業者・行政	
取組20	ごみ減量化に対する従業員教育の実施	【随時実施】
取組概要	● 自社の従業員に対し、事業活動によるごみ発生抑制、分別の徹底を図るための教育を推進します。	
実施主体	事業者	
取組21	減量化および資源化の結果の公開	【研究・検討】
取組概要	● 事業者が取り組むごみの減量化および資源化の結果を公開します。また、減量に関する計画の作成や、廃棄物に関する責任者の選任を行います。	
実施主体	事業者	

区分	その他	
取組22	ごみ処理有料化制度の検討	【研究・検討】
取組概要	● 先進事例の実施状況、効果等を踏まえながら有料化のあり方について検討します。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組23	先進事例の研究や近隣市町との連携を推進	【研究・検討】
取組概要	● ごみの減量化・資源化については全国共通の課題であり、各市町村が様々な取組を実施しています。先進事例を研究し、実施可能なものは取り組んでいきます。また、近隣市町との連携も密にし、情報交換を活発にしていきます。	
実施主体	市民・事業者・行政	

3.4.3 基本方針3 何回も生まれ変わるリサイクルの推進

区分	収集運搬	
取組24	分別の徹底	【随時実施】
取組概要	● 「資源とごみの分け方・出し方」、「資源とごみ分別収集カレンダー」、「たてばやしのごみの分別辞典」の浸透を図り、分別を促進します。 ● 廃棄物減量等推進員等の地域役員と連携し、分別の徹底や排出ルールの順守を呼びかけます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組25	新たな分別区分の検討	【研究・検討】
取組概要	● 現状の分別区分を継続するとともに、地域の実情等を考慮して新たな分別品目の検討を行います。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組26	集団回収による資源回収の推進	【随時実施】
取組概要	● ごみの減量化及び資源化に向けた取り組みとして、資源回収事業への積極的な支援を行います。 ● 集団回収の利用について、市民への啓発を継続します。 ● 団体が集団回収を実施しやすい環境づくりに努めます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組27	公共施設等を使った拠点回収	【研究・検討】
取組概要	● 公共施設等を活用した資源物の拠点回収の拡充について検討します。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組28	収集方法、運搬車両の見直し	【研究・検討】
取組概要	● ごみの排出量の推移を考慮し、収集運搬車両台数等の見直しを行います。 ● 収集運搬車両の排気ガスによる温室効果ガスの低減を図るため、車両の新規導入にあたっては、低公害車の利用を検討します。	
実施主体	事業者・行政	
取組29	ごみステーションの適正管理	【随時実施】
取組概要	● 分別や排出ルールの順守が不十分な排出者に対する啓発・指導を推進します。 ● 地域のごみステーションを安全・安心に利用するための施策を検討します。	
実施主体	市民・行政	

取組30	高齢化に対応した市民サービスの充実	【研究・検討】
取組概要	● 高齢化を見据え、ごみ出しの困難な世帯を対象とした収集体制のあり方について、調査・研究します。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組31	排出者責任の徹底	【随時実施】
取組概要	● 事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。	
実施主体	事業者・行政	
取組32	許可業者による収集と自己搬入	【随時実施】
取組概要	● 事業者が一般廃棄物を排出する場合には、分別区分、排出ルールに従い、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。 ● 収集運搬業の許可については、社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物量の推移を考慮し、必要に応じ検討を行います。	
実施主体	市民・事業者・行政	

区分	資源化	
取組33	プラスチック類の資源化の推進	【随時実施】
取組概要	● 令和4（2022）年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、分別排出の徹底を周知し、さらなる資源化を推進していきます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組34	適正処理の推進	【随時実施】
取組概要	● 分別収集したごみは資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理によって熱回収を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組35	民間活用の推進	【随時実施】
取組概要	● 集団回収の実施がない地域等においても、市民や事業者が紙類等の資源物を民間資源化事業者に持ち込んでもらえるよう積極的に周知します。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組36	資源化の拡充	【研究・検討】
取組概要	● 資源分別回収量の増加、小型家電リサイクルに加え、新たな分別回収品目の検討、民間活用などを検討し、資源化の拡充を図ります。	
実施主体	事業者・行政	

3.4.4 基本方針4 安全・安心で効率的な処理の推進

区分	最終処分	
取組37	埋立量の削減	【随時実施】
取組概要	● ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別の徹底、破碎・選別によるごみの減量化を継続することに加え、焼却灰の資源化を行うことで埋立量の削減を図り、最終処分場の延命化を図ります。	
実施主体	行政	

区分	その他	
取組38	災害廃棄物の適正処理	【随時実施】
取組概要	● 災害発生時には、「災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑な災害廃棄物の処理に取り組みます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組39	廃棄物減量等推進審議会の開催	【随時実施】
取組概要	● 本市条例に基づき、ごみの減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、館林市廃棄物減量等推進審議会を開催します。	
実施主体	市民・行政	
取組40	環境美化の推進	【随時実施】
取組概要	● 「第三次館林市環境基本計画」に基づき、市民、事業者、行政が協力して環境美化に取り組み、「清潔できれいなまちづくり」を目指します。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組41	処理困難物対策	【随時実施】
取組概要	● 本市では、市の中間処理体制や最終処分場で適正処理・処分できないものを「ごみ処理施設で処理できないもの」として、販売した業者や専門処理業者に引き取ってもらうことを指導しています。 ● 今後とも、処理困難物を適正に処理できる体制を確保し、維持します。 ≪ごみ処理施設で処理できないもの≫ 農機具／農業用ビニール／オートバイ／タイヤ／バッテリー／建築廃材 ／ガスボンベ／消火器／毒物／土／農薬／廃油等 [家電リサイクル法の対象品] テレビ（液晶、プラズマ、ブラウン管）／冷蔵庫／冷凍庫／洗濯機 ／衣類乾燥機／エアコン [パソコンリサイクル対象品] ディスプレイパソコン、デスクトップパソコン（本体）／ノートパソコン ／一体型パソコン	
実施主体	事業者・行政	

3.4.5 計画の推進体制

1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について、審議し助言を行います。

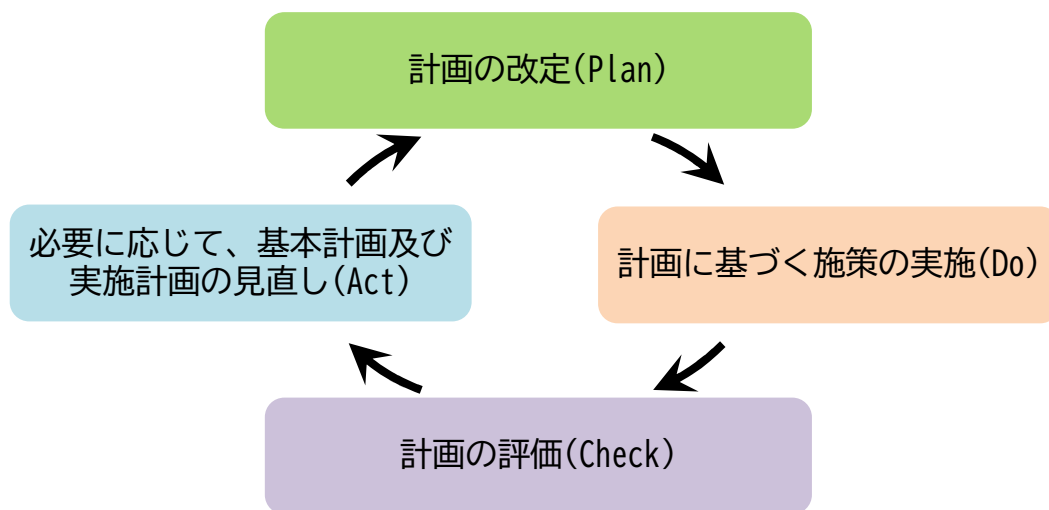
2) 各種団体との連携

本計画を推進し、効果をあげていくためには、行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが必要です。こうしたことから、廃棄物減量等推進員をはじめ、各種団体との連携を充実します。

3.4.6 計画の進行管理

本計画について、いわゆる PDCA サイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行います。

図 3-23 PDCAサイクル



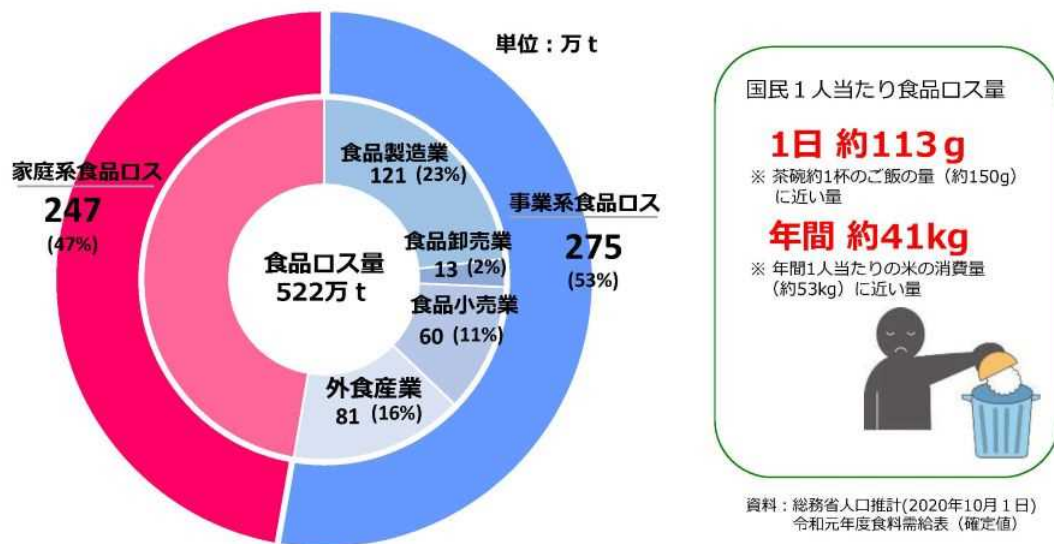
第4章 館林市食品ロス削減推進計画

4.1 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるのにごみとして捨てられてしまう食品のことをいいます。単に食べ物を捨てるという資源の浪費に加えて、ごみ処理コストの増加や焼却処理によるCO₂排出量の増加などの環境負荷の増加に繋がっています。

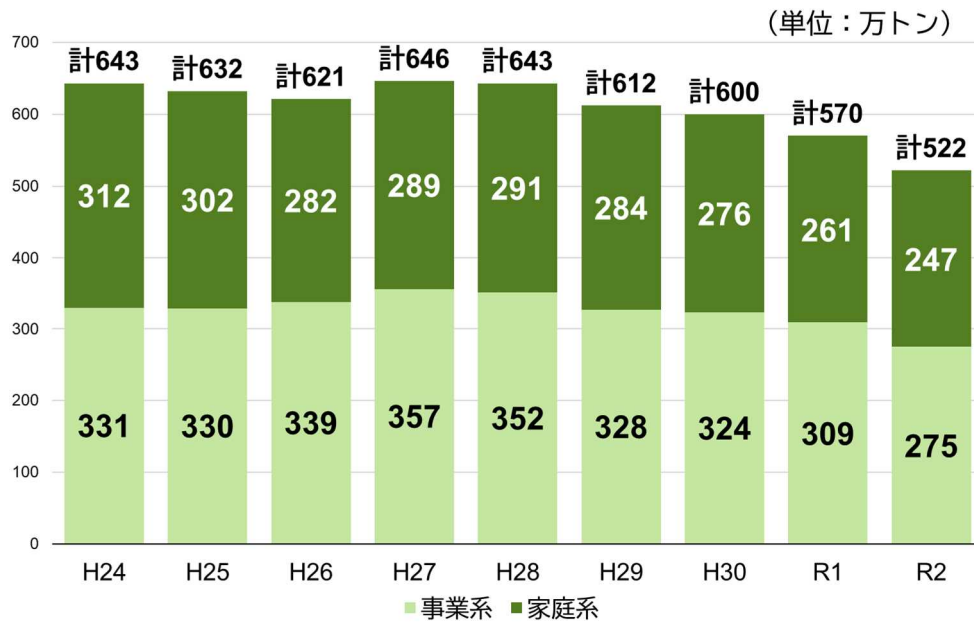
国内における「食品ロス」の量は令和2（2020）年度で年間522万tと推計され、国民1人当たりの食品ロス量は年間約41kgとなります。この量は、国民一人ひとりが毎日茶碗一杯分のご飯を捨てているのに近い量になります。

図 4-1 令和2（2020）年度の食品ロス量



出典；「食品ロスとは」（農林水産省 Web サイト）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html

図 4-2 食品ロス量の推移



4.2 食品ロスを取り巻く状況

4.2.1 食品ロスの発生状況と派生する問題

全国の食品ロス量の経年的な推移を見ますと、平成 27 (2015) 年度には年間 646 万 t と推計されていたものが、令和 2 (2020) 年度には年間 522 万 t まで減少してきています。

このように 5 年ほどの間に約 2 割にあたる 124 万トン进行削減できたものの、総量ではいまだ 500 万トンを超え、国民 1 人 1 日当たり 100g 以上の食品ロスが発生しています。

カロリーベース総合食料自給率 37%の我が国においては、食品ロスは貴重な資源の喪失であり、過剰に提供される料理の調理過程で使用するエネルギー資源が無駄になるとともに、食品の生産、輸送、調理、処分等の過程で排出される温室効果ガスが気候変動の要因にもなっているため、解決を図るべき重要な問題となっています。

4.2.2 世界の食品ロス削減目標

世界的には、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における持続可能な開発目標 (SDGs) として、食料の損失・廃棄の削減に関し、次の目標が掲げられています。

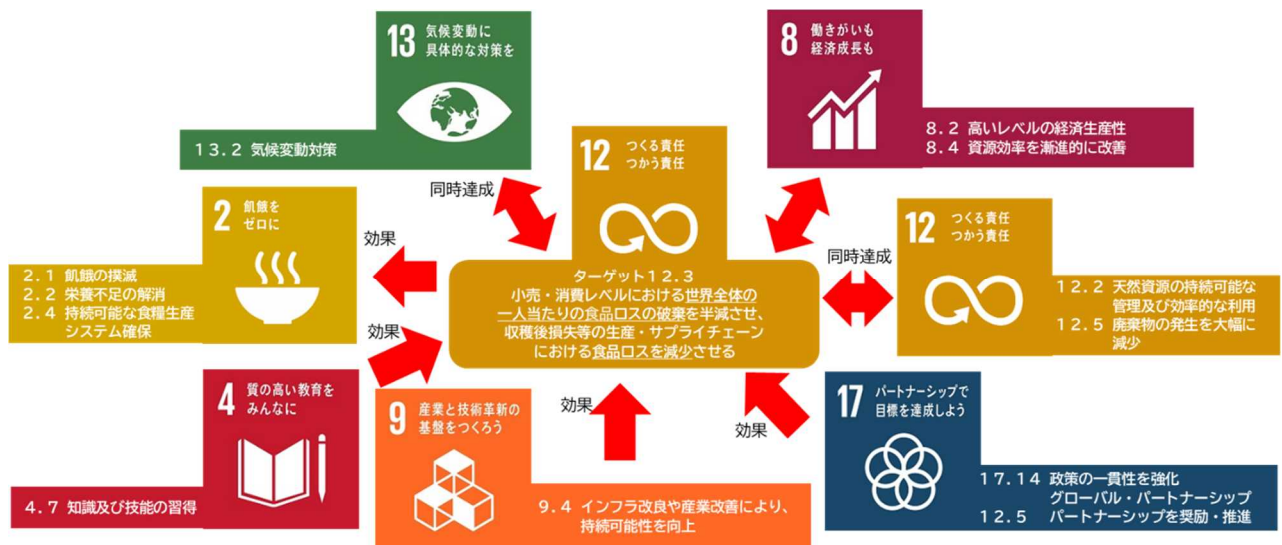
ターゲット 12.3

2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット 12.5

2030 年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

図 4-3 食品ロス削減と SDGs ターゲットの関連



また、食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要であり、目標達成には事業者・自治体・NP0 法人等、様々な立場の方の協力が不可欠とされています。

4.2.3 国内の食品ロス削減目標

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた残渣等の食品廃棄物等について、減量化と再生利用の基本方針を定め、食品関連事業者による取組の促進を目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、通称「食品リサイクル法」が平成 12 (2000) 年に制定され、令和元 (2019) 年 7 月に示された基本方針では、SDGs の目標を踏まえ、事業系食品ロスを、平成 12 (2000) 年度比で令和 12 (2030) 年度までに半減させる目標を設定しました。

令和元 (2019) 年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」、通称「食品ロス削減推進法」が施行されました。この法律は食品ロスの削減に関して国や地方自治体などの責務などを明らかにしつつ、基本方針の策定や食品ロス削減に関する施策の基本事項を定めるもので、単に食品関連事業者だけではなく国や地方公共団体の責務についても言及し、消費者を含めた食品ロスを削減するための行動の総合的な推進を目的としています。

4.2.4 群馬県の状況

1) 食品ロス発生量

「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」（令和3（2021）年3月に策定、令和4（2022）年3月改訂）において、県内の食品ロスの発生状況、削減目標、削減に向けた取組が示されています。

県内の家庭系と事業系を合わせた食品ロス発生量は令和元（2019）年度で11.6万トンと推計されています。その内訳は家庭系が41.9%、事業系が58.1%となり、全国に比べて事業系の割合が大きくなっています。

また県民1人1日当たりの食品ロス発生量は164gで、全国値（約124g）の約1.3倍となっており、1人当たりで見ると全国に比べて多くの食品ロスが発生しています。

表 4-1 群馬県の食品ロス発生量（令和元（2019）年度）

区分		群馬県の食品ロス年間発生量			全国の食品ロス年間発生量		
		発生量（万t）	割合（%）		発生量（万t）	割合（%）	
家庭系	食べ残し	2.0	17.2	41.9	117	21	46
	直接廃棄	2.0	17.4		107	19	
	過剰除去	0.8	7.3		38	7	
事業系	食品製造業	3.6	31.5	58.1	128	22	54
	食品卸売業	0.3	2.8		14	2	
	食品小売業	1.3	11.6		64	11	
	外食産業	1.4	12.3		103	18	
合計		11.6	100.0	100.0	570	100.0	100.0

※ 端数処理の関係で、合計値等一致しない場合があります。

出典：第三次群馬県循環型社会づくり推進計画

2) 食品ロス削減の目標

県では、令和32（2050）年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」において宣言5で食品ロス「ゼロ」の実現を掲げており、令和12（2030）年度までに、令和元（2019）年度比で食品ロス発生量を3分の1削減することを目標としています。

表 4-2 群馬県の食品ロス発生量の目標値

区分	現状	目標
	（令和元年度）	（令和12年度）
食品ロス発生量	11.6 万トン	7.7 万トン
家庭系食品ロス発生量	4.8 万トン	3.2 万トン
事業系食品ロス発生量	6.7 万トン	4.5 万トン

※ 端数処理の関係で合計等が一致しない場合があります。

出典：第三次群馬県循環型社会づくり推進計画

また、食品ロス発生量以外に、小盛やハーフサイズメニューの設定、量り売り・ばら売り等により食品ロスの削減に取り組む「食べきり協力店」の登録店舗数の拡大（令和 2（2020）年度 517 店舗→令和 12（2030）年度 1,000 店舗）を目標に掲げており、飲食店との連携により、食品ロス発生量の削減を推進するとしています。

さらに、県内全ての地域にフードバンクが設置され、活動が定着するよう、フードバンクの人口カバー率の拡大（令和 2（2020）年度 82.2%→令和 12（2030）年度 100%）も目標に掲げています。

3) 食品ロス削減の取組

県では、食品ロス「ゼロ」の実現に向けけた取組を推進することとしています。

【主な取り組み】

- 食品ロス削減「M O T T A I N A I 運動」の展開
- 食品製造業や流通小売業等の食品ロスゼロの推進
- フードバンク活動や子ども食堂の支援 など

4.3 本市の状況

4.3.1 食品ロス発生量

本計画の策定に際して、令和4（2022）年9月8日（木）、9日（金）の2日間で、新宿一丁目（戸建て住宅、単身者向け集合住宅）、下三林町（農業地帯戸建て住宅）、日向町（ファミリー向け集合住宅）における可燃ごみの組成調査（サンプル調査）を行った結果、可燃ごみのうち、食品ロスに該当する直接廃棄が6.7%、食べ残し3.4%となっており、可燃ごみ全体の約10%が食品ロスとして排出されていると推察されます。令和3（2021）年度の可燃ごみ量は15,573t/年であることから、家庭から年間1,581t、1人1日当たりでは58gの食品ロスが発生していると推計されます。

図 4-4 家庭系可燃ごみの組成調査結果（食品廃棄物詳細）

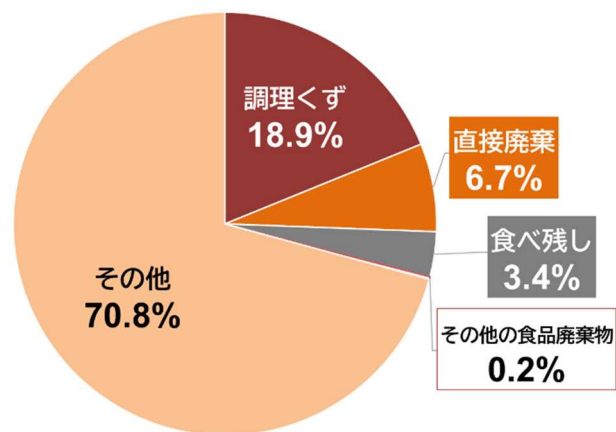


図 4-5 直接廃棄（100%残存）された食品廃棄物



一方、事業系については、平成 28 年度経済センサス活動調査より、飲食料品卸売業と飲食料品小売業の従業者数と年間商品販売額から、県全体に占める本市の割合が 4.2～5.2%となっていることがわかります。これに両業種の年間商品販売額の本市の割合 4.9%を用い、県全体の食品ロス排出量に乘じ、本市分として推計すると、本市の事業系食品ロス発生量は令和元（2019）年度に年間 3,283t、1 人 1 日当たりでは 119g の食品ロスが発生していると推計されます。令和 3（2021）年度は、1 人 1 日当たり排出量は変化していないものとする 3,250t と推計されます。

これらを合算し、本市の令和 3（2021）年度の年間食品ロス発生量は 4,831t、1 人 1 日当たりでは 177g の食品ロスが発生していると推計されます。

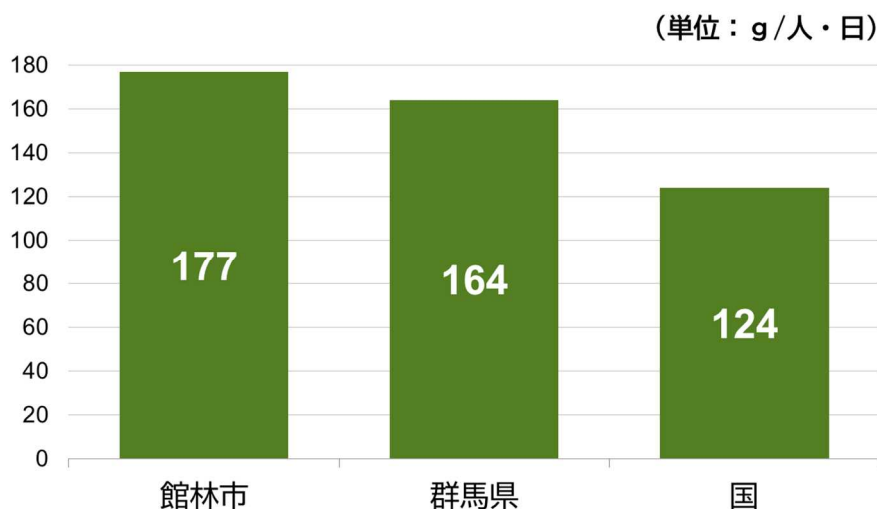
この量は、県平均の 164g を上回っています。家庭系に関しては県全体の平均値である 69g を下回っていますが、県全体に対する人口の割合が約 4.0%であるのに対し、飲食料品卸売業と飲食料品小売業の年間商品販売額合計値が 4.9%を占め、事業系の食品ロス量が多くなっているため、県全体を若干上回る結果となっています。

表 4-3 館林市と群馬県の卸売業・小売業の実績（平成 28（2016）年度）

区分	館林市		群馬県		館林市/群馬県	
	従業者数	年間商品販売額	従業者数	年間商品販売額	従業者数	年間商品販売額
	(人)	(百万円)	(人)	(百万円)	(割合)	(割合)
卸売業	6,031	260,432	38,004	4,877,271	15.9%	5.3%
うち、飲食料品卸売業	455	45,429	9,173	963,642	5.0%	4.7%
小売業	4,411	91,367	103,701	2,152,032	4.3%	4.2%
うち、飲食料品小売業	1,752	31,890	41,637	617,431	4.2%	5.2%
卸売業・小売業 計	10,442	351,799	141,705	7,029,303	7.4%	5.0%
うち、飲食料品卸売業・小売業 計	2,207	77,319	50,810	1,581,073	4.3%	4.9%

出典：平成 28 年度経済センサス活動調査

図 4-6 食品ロス発生量の比較



※ 国・群馬県は令和元（2019）年度実績、館林市は令和 3（2021）年度推計。

4.4 基本理念・基本方針

4.4.1 基本理念

本市では、県の「ぐんま5つのゼロ宣言」に賛同し、令和2（2020）年12月21日に、2050年に向けた「たてばやし5つのゼロ宣言」をしました。「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」の実現に向けて、市民や事業者のみなさんと共に行動するための目標として宣言したもので、宣言5として食品ロス「ゼロ」があり、「MOTTAINAI（もったいない）」の心で食品ロスをなくす」と宣言しています。食品ロス削減推進計画の実施に際しては、これを基本理念とします。

基本理念

**「MOTTAINAI」（もったいない）の心で
食品ロスをなくす**

4.4.2 基本方針

基本理念に基づき、市民や事業者のみなさんと食品ロスをなくしていくため、次の基本方針に沿って取組を推進していきます。

方針1：消費行動を変える普及啓発の推進

すべての人が「MOTTAINAI」（もったいない）の心を持ち、食品ロスの削減に取り組むことが「あたりまえ」になるよう、心を動かし、消費行動を変える普及啓発を推進していきます。

方針2：公民連携による有効活用

食品ロスが発生した場合には、これを有効に活用することが重要です。まだ食べられるものであれば食品として、食べられないものであれば他の用途により、有効活用を推進していきます。

4.5 目標値と取組内容

4.5.1 食品ロス削減の目標値

目標値の設定にあたっては、県の考え方に準拠することとし、令和32（2050）年度の発生量ゼロを目指すこととし、令和3（2021）年度の発生量から、令和14（2032）年度は37.9%削減することを目標とします。

この結果、年間発生量が家庭系、事業系を合わせて 2,999t、1 人 1 日当たりでは 120g を目標値として設定します。

表 4-4 館林市の食品ロス発生量の目標値

区分	現状（令和3年度）		目標（令和14年度）	
	(t/年)	g/人・日	(t/年)	g/人・日
食品ロス発生量	4,831	177	2,999	120
家庭系食品ロス発生量	1,581	58	981	39
事業系食品ロス発生量	3,250	119	2,017	81

4.5.2 食品ロス対策を推進するための体制の整備

食品ロスは、まずはできるだけ発生させないことが大切ですが、やむを得ず発生してしまったものについては有効に利用していくことが必要です。そのため、食品ロスの発生者となる食品生産事業者（農家等）や食品製造事業者（食品工場等）、食品供給事業者（輸送業者、販売業者等）及び食品消費者（家庭、事業所）、未利用食品の利用者となるフードバンク活動や子ども食堂等の実施主体、食品廃棄物の飼料化、肥料化、エネルギー化等を行う廃棄物処理業者、さらには関係機関や市の関係部署が連携して市民、事業者及び行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことが重要で、そのための体制を整備していきます。

4.5.3 目標値を実現するための取組

食品ロスの発生抑制を促すため、幅広く市民へ向けた普及・啓発を進めていきます。また、食品ロス削減のために、市民、事業者及び行政が協働して取り組めるような仕組みの構築が重要です。そこで、次の取組を推進していくことで、目標値の達成を目指していきます。

1) 基本方針1 消費行動を変える普及啓発の推進

取組1	食品ロス発生状況の周知	【随時実施】
取組概要	● 本市の家庭系ごみにおいて、直接廃棄の食品が多く排出されている状況等について、市民等へ周知していきます。	
実施主体	市民・行政	
取組2	食品ロス削減レシピの普及	【随時実施】
	● 広報媒体（広報たてばやし、ホームページ、分別アプリ等）やイベントを通じ、食品ロスを削減するためのレシピや調理方法を普及していきます。	
実施主体	市民・事業者・行政	

2) 基本方針2 公民連携による有効活用

取組3	「食べきり協力店」登録店舗数の拡大	【随時実施】
取組概要	● 県と連携して「食べきり協力店」の登録店舗数の拡大を推進し、「食べきり協力店」を通じて市民等への周知・啓発を行います。	
実施主体	事業者・行政	
取組4	フードバンクの活用	【研究・検討】
取組概要	● 市民団体や事業者と連携し、フードバンクやフードドライブを通じ、必要とする方に食品を届ける仕組みを構築していきます。	
実施主体	市民・事業者・行政	
取組5	食品廃棄物の再生利用の検討	【研究・検討】
取組概要	● フードバンクの活用等により、食品の有効活用を推進しますが、調理くずや食べ残し等の食品として活用できない食品ロスについても、飼料化、肥料化、エネルギー化等による再生利用を検討していきます。	
実施主体	事業者・行政	

第5章 資料編

5.1 ごみ量の予測

5.1.1 実績値の整理

「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）の結果を基に、ごみ排出量の実績値を整理した結果を、表5－1には年間排出量、表5－2には1人1日当たり排出量を示します。

また、図5－1～図5－4には、1人1日当たり排出量の経年変化のグラフを示します。

表 5-1 ごみ排出量の実績（年間排出量）

（単位：t/年）

項目／年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年間日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
総人口	79,100	78,614	78,152	77,938	77,399	76,738	76,310	75,864	75,480	75,091
ごみ排出量	30,760	30,058	29,438	28,932	27,867	27,052	27,163	26,214	26,272	25,637
家庭系ごみ	21,262	21,264	20,995	20,905	20,037	19,544	19,933	19,162	20,111	19,299
可燃ごみ	15,918	15,978	15,988	15,802	15,384	15,374	15,574	15,697	16,082	15,573
不燃ごみ	299	303	156	158	329	78	476	166	366	373
資源物	4,699	4,768	4,483	4,547	4,111	4,063	3,772	3,180	3,475	3,125
その他	22	25	19	20	22	10	32	27	26	24
粗大ごみ	324	190	349	378	191	19	79	92	162	204
事業系ごみ	7,763	7,155	6,905	6,584	6,445	6,140	5,974	5,914	5,550	5,783
可燃ごみ	7,662	7,055	6,772	6,483	6,318	6,033	5,913	5,851	5,499	5,730
不燃ごみ	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
資源物	55	60	66	51	110	101	59	60	41	38
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	46	40	67	50	17	4	2	3	10	15
資源化量（集団回収含む）	6,555	6,490	6,356	6,306	5,628	5,859	6,311	5,453	5,236	4,844
紙類	3,371	3,262	3,163	2,983	2,677	2,691	2,670	2,493	2,148	1,912
紙パック	9	7	6	6	7	9	7	7	4	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	674	642	611	609	531	536	520	496	555	484
ガラス類	972	924	963	1,059	944	752	576	530	524	494
ペットボトル	278	281	258	245	224	226	246	247	247	246
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	494	457	450	501	580	623	528	225	194	219
プラスチック類	712	768	735	739	499	430	252	98	143	107
布類	21	46	92	104	69	197	199	185	203	167
焼却灰・飛灰のセメント原料化	0	0	0	0	0	317	1,191	1,048	1,083	1,102
その他	24	103	78	60	97	78	122	124	135	110
集団回収	1,735	1,639	1,538	1,443	1,385	1,368	1,256	1,138	611	555
紙類	1,700	1,609	1,510	1,414	1,352	1,335	1,226	1,109	592	541
紙パック	9	7	6	6	7	7	6	6	4	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	20	17	17	18	18	18	17	17	11	9
ガラス類	4	4	3	3	3	3	3	2	1	1
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	2	2	2	2	5	5	4	4	3	1

表 5-2 ごみ排出量の実績（1人1日当たり排出量）

（単位：g/人日）

項目／年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年間日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
総人口	79,100	78,614	78,152	77,938	77,399	76,738	76,310	75,864	75,480	75,091
ごみ排出量	1,065.4	1,047.5	1,032.0	1,014.3	986.4	965.8	975.2	944.1	953.6	935.4
家庭系ごみ	736.4	741.1	736.0	732.9	709.3	697.8	715.6	690.1	730.0	704.1
可燃ごみ	551.3	556.8	560.5	554.0	544.6	548.9	559.1	565.3	583.7	568.2
不燃ごみ	10.4	10.6	5.5	5.5	11.6	2.8	17.1	6.0	13.3	13.6
資源物	162.8	166.2	157.2	159.4	145.5	145.1	135.4	114.5	126.1	114.0
その他	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.4	1.1	1.0	0.9	0.9
粗大ごみ	11.2	6.6	12.2	13.3	6.8	0.7	2.8	3.3	5.9	7.4
事業系ごみ	268.9	249.4	242.1	230.8	228.1	219.2	214.5	213.0	201.5	211.0
可燃ごみ	265.4	245.9	237.4	227.3	223.6	215.4	212.3	210.7	199.6	209.1
不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
資源物	1.9	2.1	2.3	1.8	3.9	3.6	2.1	2.2	1.5	1.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
粗大ごみ	1.6	1.4	2.3	1.8	0.6	0.1	0.1	0.1	0.4	0.5
資源化量（集団回収含む）	227.0	226.2	222.8	221.1	199.2	209.2	226.6	196.4	190.1	176.7
紙類	116.8	113.7	110.9	104.6	94.8	96.1	95.9	89.8	78.0	69.8
紙パック	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1
紙製容器包装	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	23.3	22.4	21.4	21.3	18.8	19.1	18.7	17.9	20.1	17.7
ガラス類	33.7	32.2	33.8	37.1	33.4	26.8	20.7	19.1	19.0	18.0
ペットボトル	9.6	9.8	9.0	8.6	7.9	8.1	8.8	8.9	9.0	9.0
白色トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
容器包装プラスチック	17.1	15.9	15.8	17.6	20.5	22.2	19.0	8.1	7.0	8.0
プラスチック類	24.7	26.8	25.8	25.9	17.7	15.4	9.0	3.5	5.2	3.9
布類	0.7	1.6	3.2	3.6	2.4	7.0	7.1	6.7	7.4	6.1
焼却灰・飛灰のセメント原料化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.3	42.8	37.7	39.3	40.2
その他	0.8	3.6	2.7	2.1	3.4	2.8	4.4	4.5	4.9	4.0
集団回収	60.1	57.1	53.9	50.6	49.0	48.8	45.1	41.0	22.2	20.2
紙類	58.9	56.1	52.9	49.6	47.9	47.7	44.0	39.9	21.5	19.7
紙パック	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
紙製容器包装	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.3
ガラス類	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
ペットボトル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
白色トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
容器包装プラスチック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
布類	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0

図 5-1 家庭系ごみ排出量（可燃ごみ、資源物、集団回収）

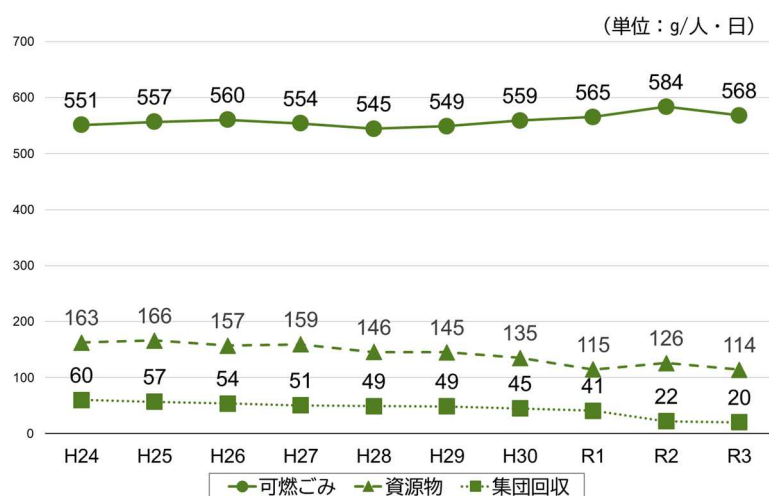


図 5-2 家庭系ごみ排出量（不燃ごみ、その他、粗大ごみ）

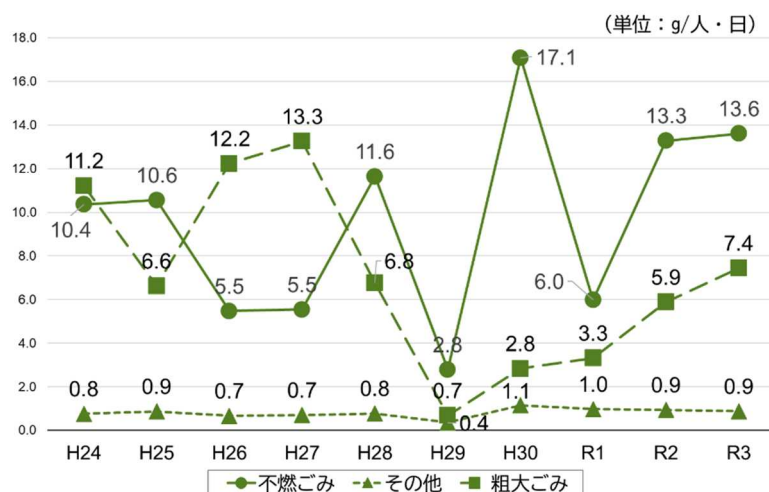


図 5-3 事業系ごみ排出量（可燃ごみ）

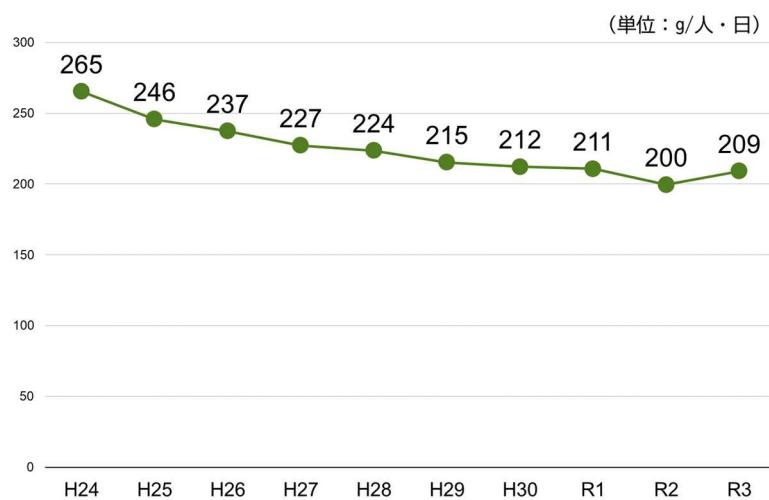
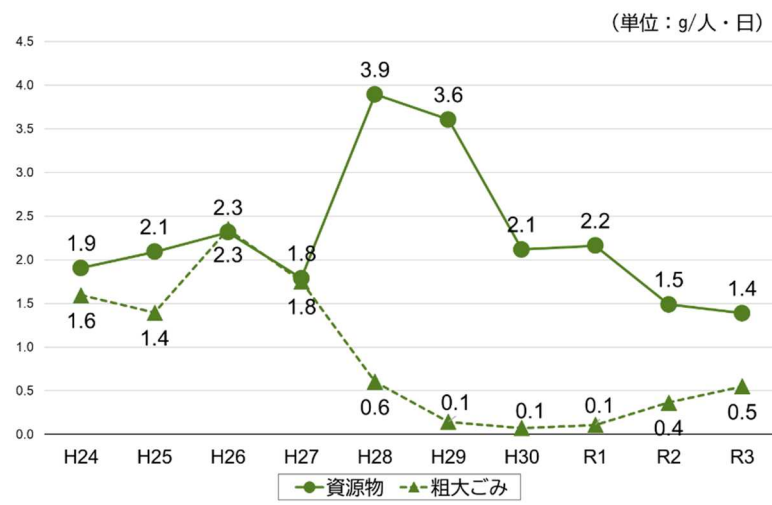


図 5-4 事業系ごみ排出量（資源物、粗大ごみ）



これらより、1人1日当たり排出量の推移について整理すると次のとおりとなります。

●家庭系ごみ

区分	1人1日当たり排出量の推移
可燃ごみ	550～560g/人・日で推移してきましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあって584g/人・日まで増加しました。しかし令和3年度は568g/人・日と従前の状況に戻りつつあります。
不燃ごみ	2.8～17.1g/人・日と変動が大きいですが、令和2（2020）年度以降は13～14g/人・日程度で推移しています。
資源物	減少傾向で推移してきていますが、令和2（2020）年度は若干増加しました。
その他	0.4～1.1g/人・日の範囲で変動幅が小さく、また平成30（2018）年度以降は0.9～1.1g/人・日で推移しています。
粗大ごみ	平成29（2017）年度にかけて大きく減少し、その後増加に転じましたが、いまだ従前の状況には戻っていません。
集団回収	令和元（2019）年度まで減少が続き、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあって更に減少しました。令和3（2021）年度は、令和2（2020）年度と同じ状況で推移しています。

※ その他：乾電池などの有害ごみ・危険ごみ

●事業系ごみ

区分	1人1日当たり排出量の推移
可燃ごみ	減少傾向で推移し、平成24（2012）年度から令和2（2020）年度にかけては65g/人・日減少して令和2（2020）年度は200g/人・日となりましたが、令和3（2021）年度は増加に転じ、209g/人・日となっています。
資源物	平成28（2016）年度と平成29（2017）年度は大きく増加しましたが、その後減少して令和2（2020）年度以降は1.4～1.5g/人・日となっています。
その他	0.4～1.1g/人・日の範囲で変動幅が小さく、また平成30（2018）年度以降は0.9～1.1g/人・日で推移しています。
粗大ごみ	平成28（2016）年度以降、大きく減少した状態で推移しています。

5.1.2 趨勢予測※の考え方

図5-1～図5-4にも示しているように、家庭系ごみの可燃ごみと資源物、事業系ごみの可燃ごみと比較して、その他の区分のごみは非常に少なくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度には緊急事態宣言が発せられました。これにより外出自粛、在宅勤務の増加、飲食店の時短営業や休業、イベントの中止や県外移動制限等の対応が取られ、ごみ排出量にも大きく影響しています。

影響の受け方は、市区町村の特性によって異なりますが、概ね次のとおりです。

※ 趨勢（すうせい）予測：ごみ排出量の平均的な減少（または増加）割合から、将来数値を予想するもので、これまでのごみ減量化の取組等をそのまま継続し、新たな取組や拡大を実施しない場合の予測

- 令和元（2019）年度は、年度末（1月以降）にかけて新型コロナウイルス感染症の感染拡大が起きましたが、緊急事態宣言の発出等はありませんでした。しかしながら、平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて、家庭ごみの排出量が増加している市区町村が比較的多くなっています。
- 第1回、第2回の緊急事態宣言のあった令和2（2020）年度は家庭系ごみの増加、事業系ごみの減少が顕著です。
- 令和3（2021）年度は、第3回、第4回の緊急事態宣言が出され、さらにまん延防止等重点措置の期間もありましたが、家庭系ごみについては令和2（2020）よりも減少している市区町村が多くなっています。
- 事業系ごみの減少は、令和2（2020）年度は特に顕著でしたが、令和3（2021）年度も継続するか回復するかは市区町村の特性によるようです。令和3（2021）年度に減少が継続している市区町村でも令和4（2022）年度は回復基調にあるようです。

実績値の推移と、このような変化傾向とを合わせ、趨勢による予測は次のように考えます。

●家庭系ごみ

区分	背景	趨勢による予測
可燃ごみ	1人1日当たり排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる令和2（2020）年度の増加分は令和3（2021）年度に一定量減少しましたが、平成29（2017）年度以降増加傾向にありましたが、これを抑制し、減少傾向へと転じさせることが必要です。また、現状のまま推移した場合に、これからさらに増加を続けていくと考えるのは、これまでも実施してきている減量化・資源化の啓発事業等の効果が出ていないことになります。	1人1日当たり排出量は、最新の実績値である令和3（2021）年度の実績値を維持するのを趨勢による予測値とします。
資源物	令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけての増加は、新型コロナウイルス感染症により、集団回収の実施頻度が減少したことが影響していると考えられます。令和3（2021）年度は令和2（2020）年度よりも減少しましたが、この状況は維持するものとして考えます。	1人1日当たり排出量は、最新の実績値である令和3（2021）年度の実績値を維持するのを趨勢による予測値とします。
上記以外のごみ：全体に与える影響が小さいため、1人1日当たり排出量が最新の実績値の令和3（2021）年度値で一定とするのを趨勢による予測値とします。		

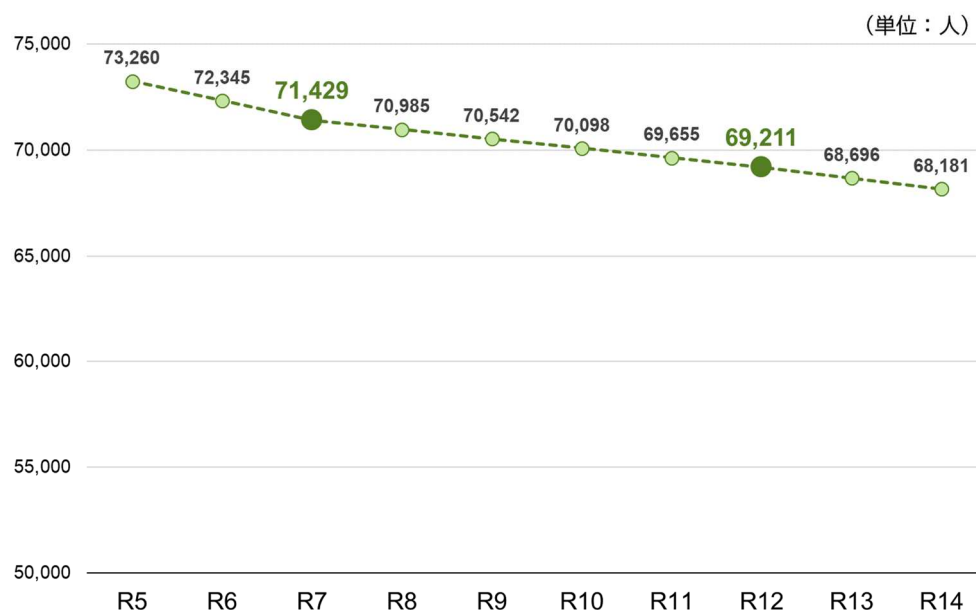
●事業系ごみ

区分	背景	趨勢による予測
可燃ごみ	令和2（2020）年度まで減少傾向が続きましたが、令和2（2020）年度の減少には新型コロナウイルス感染症の影響も含まれていると考えられ、令和3（2021）年度には一定量回復しましたので、減少傾向に歯止めがかかったものと考えます。	令和3（2021）年度の実績値を維持するのを趨勢による予測値とします。
上記以外のごみ：全体に与える影響が小さいため、1人1日当たり排出量が最新の実績値の令和3（2021）年度値で一定とするのを趨勢による予測値とします。		

このように趨勢による予測値を整理すると表5－3及び表5－4に示すとおりとなり、ごみ搬入量は令和3（2021）年度の25,637t/年から、令和14（2032）年度は23,279t/年へ減少すると予測されます。

なお人口の将来値に関しては、館林市第6次総合計画（第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）の将来展望人口を利用しています。

図 5-5 将来人口の設定値



出典：館林市第6次総合計画（第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略）

※ 図中の濃緑点（R7（2025）年度・R12（2030）年度は、同ビジョンの推計人口を採用

※ 図中の薄緑点は、R3（2021）年度実績と推計人口を直線的に結んで補間した数値を採用

表 5-3 ごみ排出量予測結果（趨勢予測、1人1日当たり排出量）

（単位：g/人・日）

項目／年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年間日数	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
総人口	75,480	75,091	74,176	73,260	72,345	71,429	70,985	70,542	70,098	69,655	69,211	68,696	68,181
ごみ排出量	953.6	935.4	935.4	935.4	935.4	935.4	935.4	935.4	935.4	935.4	935.4	935.4	935.4
家庭系ごみ	730.0	704.1	704.1	704.1	704.1	704.1	704.1	704.1	704.1	704.1	704.1	704.1	704.1
可燃ごみ	583.7	568.2	568.2	568.2	568.2	568.2	568.2	568.2	568.2	568.2	568.2	568.2	568.2
不燃ごみ	13.3	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6
資源物	126.1	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0	114.0
その他	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
粗大ごみ	5.9	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
事業系ごみ	201.5	211.0	211.0	211.0	211.0	211.0	211.0	211.0	211.0	211.0	211.0	211.0	211.0
可燃ごみ	199.6	209.1	209.1	209.1	209.1	209.1	209.1	209.1	209.1	209.1	209.1	209.1	209.1
不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源物	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
粗大ごみ	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
資源化量（集団回収含む）	190.1	176.7	176.7	176.7	176.7	176.7	176.7	176.7	176.7	176.7	176.7	176.7	176.7
紙類	78.0	69.8	69.8	69.8	69.8	69.8	69.8	69.8	69.8	69.8	69.8	69.8	69.8
紙パック	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
紙製容器包装	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	20.1	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7
ガラス類	19.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
ペットボトル	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
白色トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
容器包装プラスチック	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
プラスチック類	5.2	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
布類	7.4	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
焼却灰・飛灰のセメント原料化	39.3	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2	40.2
その他	4.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
集団回収	22.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2
紙類	21.5	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7
紙パック	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
紙製容器包装	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
ガラス類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ペットボトル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
白色トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
容器包装プラスチック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
布類	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表 5-4 ごみ排出量予測結果（趨勢予測、年間排出量）

（単位：t/年）

項目／年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年間日数	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
総人口	75,480	75,091	74,176	73,260	72,345	71,429	70,985	70,542	70,098	69,655	69,211	68,696	68,181
ごみ排出量	26,272	25,637	25,325	25,012	24,700	24,389	24,236	24,085	23,931	23,781	23,630	23,455	23,279
家庭系ごみ	20,111	19,299	19,064	18,828	18,594	18,359	18,244	18,131	18,015	17,902	17,788	17,656	17,523
可燃ごみ	16,082	15,573	15,383	15,193	15,004	14,814	14,721	14,630	14,538	14,446	14,354	14,247	14,140
不燃ごみ	366	373	368	364	359	355	353	350	348	346	344	341	339
資源物	3,475	3,125	3,087	3,049	3,011	2,973	2,954	2,936	2,917	2,899	2,880	2,859	2,837
その他	26	24	24	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22
粗大ごみ	162	204	202	199	197	194	193	192	190	189	188	187	185
事業系ごみ	5,550	5,783	5,713	5,642	5,571	5,501	5,467	5,433	5,398	5,364	5,330	5,291	5,252
可燃ごみ	5,499	5,730	5,660	5,590	5,520	5,451	5,417	5,383	5,349	5,315	5,281	5,242	5,203
不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源物	41	38	38	37	37	36	36	36	35	35	35	35	35
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	10	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14
資源化量（集団回収含む）	5,236	4,844	4,786	4,725	4,667	4,608	4,580	4,551	4,523	4,493	4,465	4,432	4,399
紙類	2,148	1,912	1,889	1,865	1,842	1,819	1,807	1,796	1,785	1,774	1,762	1,749	1,736
紙パック	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	555	484	478	472	466	460	458	455	452	449	446	443	439
ガラス類	524	494	488	482	476	470	467	464	461	458	455	452	449
ペットボトル	247	246	243	240	237	234	233	231	230	228	227	225	223
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	194	219	216	214	211	208	207	206	204	203	202	200	199
プラスチック類	143	107	106	104	103	102	101	101	100	99	99	98	97
布類	203	167	165	163	161	159	158	157	156	155	154	153	152
焼却灰・飛灰のセメント原料化	1,083	1,102	1,089	1,075	1,062	1,048	1,042	1,035	1,029	1,022	1,016	1,008	1,001
その他	135	110	109	107	106	105	104	103	103	102	101	101	100
集団回収	611	555	548	542	535	529	525	521	518	515	512	508	504
紙類	592	541	534	528	521	515	511	508	505	502	499	495	491
紙パック	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	11	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8
ガラス類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

5.1.3 目標予測の考え方

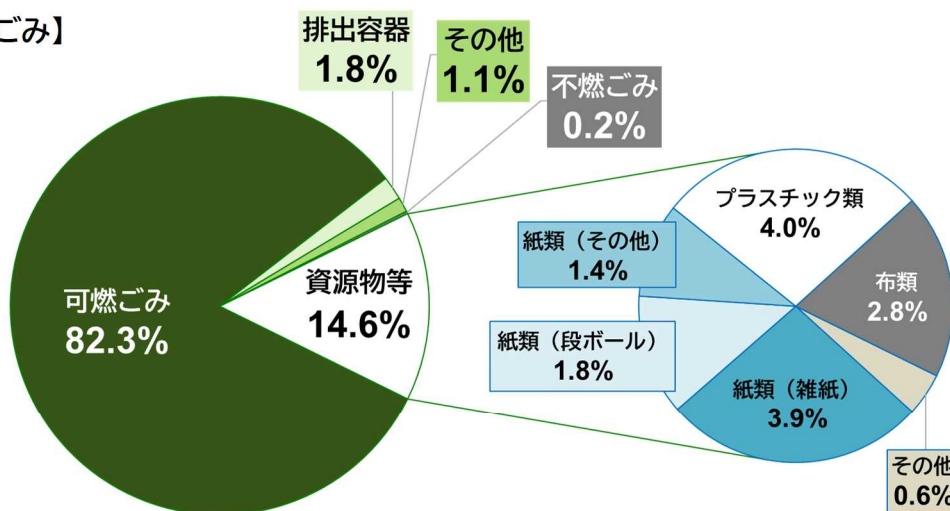
趨勢による予測値に、今後の実施事業による減量化・資源化効果を反映させることで、本計画で目標とする予測値を設定します。

1) ごみ組成の状況

本計画の作成にあたり、家庭から排出されるごみの組成について調査しました。その結果を図5-6、表5-5に示します。可燃ごみには14.6%、不燃ごみ及び小型家電・金属類には5.0%の資源物が含まれています。主なものとして、可燃ごみでは紙類が7.2%、プラスチック類が4.0%、布類が2.8%で、不燃ごみ及び小型家電・金属類ではプラスチック類が4.4%となっており、資源物が多く混入していることがわかります。また、可燃ごみには生ごみが含まれています。その排出状況は図5-7のとおりです。可燃ごみには29.2%の厨芥類（生ごみ）が含まれています。このうち食品ロスには直接廃棄（6.7%）と食べ残し（3.4%）が該当し、合わせて10.1%となります。

図 5-6 家庭系ごみの組成

【可燃ごみ】



【不燃ごみ及び小型家電・金属類】

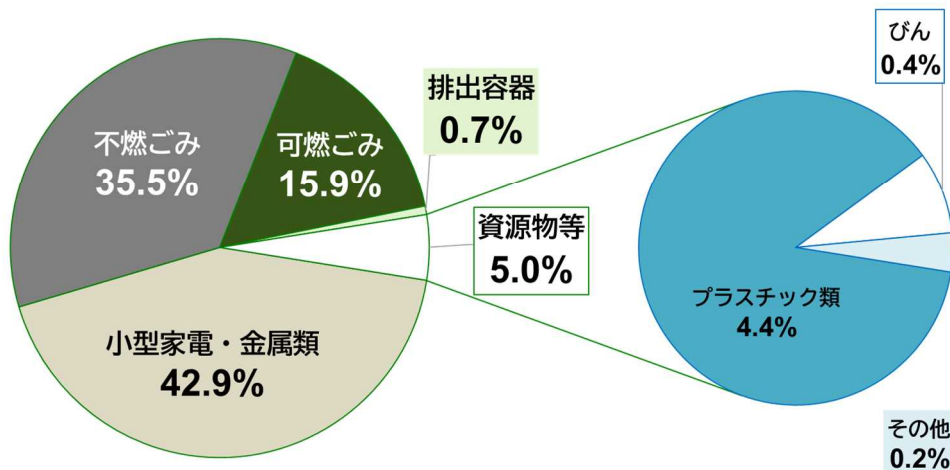


図 5-7 可燃ごみの組成（生ごみ詳細）

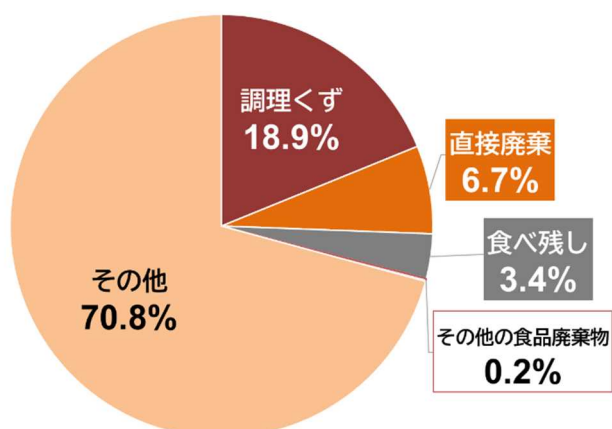


表 5-5 組成調査結果の内訳

区分	可燃ごみ		不燃ごみ	
	割合 (%)	重量(kg)	割合 (%)	重量(kg)
可燃ごみ	82.3	486.3	15.9	8.2
生ごみ（食品ロス）	10.2	60.0	-	-
生ごみ（食品ロス以外）	19.1	112.7	-	-
紙類	13.8	81.3	-	-
草木類	22.8	135.1	-	-
その他の可燃ごみ	16.4	97.2	15.9	8.2
不燃ごみ	0.2	1.2	35.5	18.3
資源物等	14.6	86.3	48.1	24.8
プラスチック類	4.0	23.7	4.4	2.3
紙類	7.2	42.4	0.0	0.0
雑紙	3.9	23.2	0.0	0.0
ダンボール	1.8	10.7	-	-
その他（新聞・雑誌・紙パック等）	1.4	8.4	0.0	0.0
布類	2.8	16.4	-	-
かん	0.0	0.2	-	-
びん	0.0	0.1	0.4	0.2
ペットボトル	0.4	2.2	-	-
スプレー缶・乾電池	-	-	0.2	0.1
小型家電・金属類	0.2	1.3	42.9	22.1
その他	1.1	6.7	-	-
排出容器	1.8	10.7	0.7	0.3
合計	100.0	591.2	100.1	51.6

※ 「-」は排出がなかったことを示します。

※ 「不燃ごみ」と「小型家電・金属類」は同じ日に収集されるため、図5-6の【不燃ごみ及び小型家電・金属類】は資源物等から「小型家電・金属類」を区分しています。

※ 重量は組成割合に調査総重量を乗じた値

2) 減量化、資源化の設定

可燃ごみに含まれる資源物には、びん・缶・ペットボトルといったリサイクルが進んでいる品目や、防水加工されたもの等リサイクルに適しているか判断に迷う場合のある紙類に加え、汚れの状況で判別するプラスチック類と様々なものがあります。これら可燃ごみ及び不燃ごみに排出されている資源物について、その半分の量は、目標年度である令和 14（2032）年度までに資源物として排出され、可燃ごみと不燃ごみからは除かれるものと想定します。すなわち可燃ごみであれば、14.6%の半分である 7.3%は可燃ごみから資源物へ移り、その分資源物は増えることになります。

また、可燃ごみには 10.1%の食品ロスが含まれていますが、これについても令和 14（2032）年度までに半減させると設定します。これは、可燃ごみが減るだけで、他への移行はありません。

さらに、レジ袋や過剰包装の辞退、マイボトルの持参、詰替え製品の利用、リサイクルショップの利用などによる排出抑制を見込みます。これらにより減量化・資源化を推進しますが、これを実現するための積極的な事業実施が必要となります。

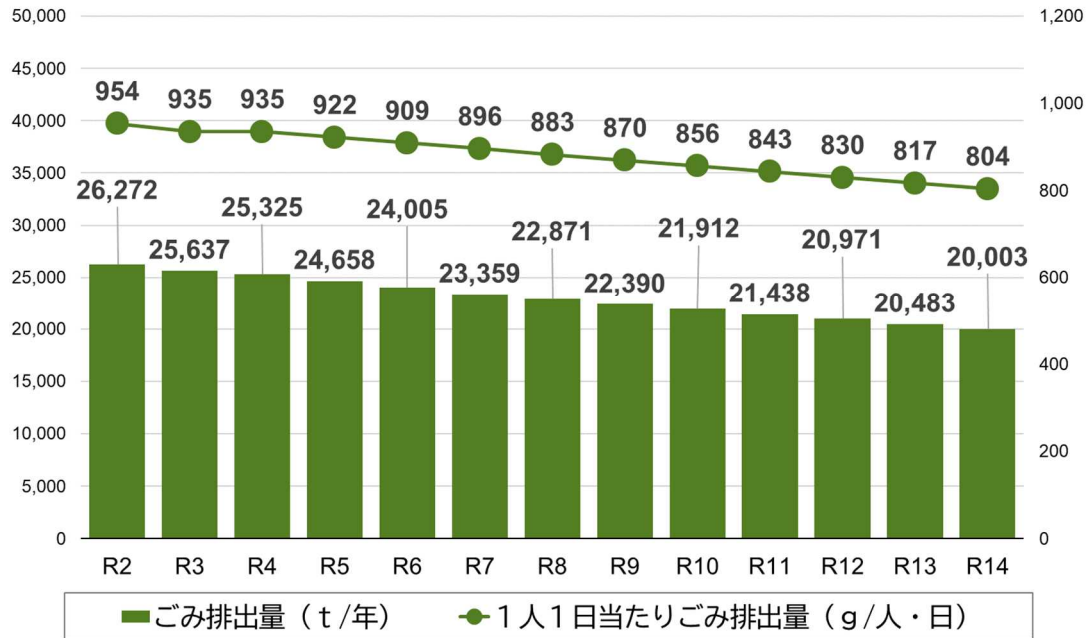
3) 目標予測

以上整理した資源物の移行と食品ロスの削減により、目標予測を行います。いずれも目標年度である令和 14（2032）年度の実施率を 50%と設定し、令和 5（2023）年度を初年度とします。

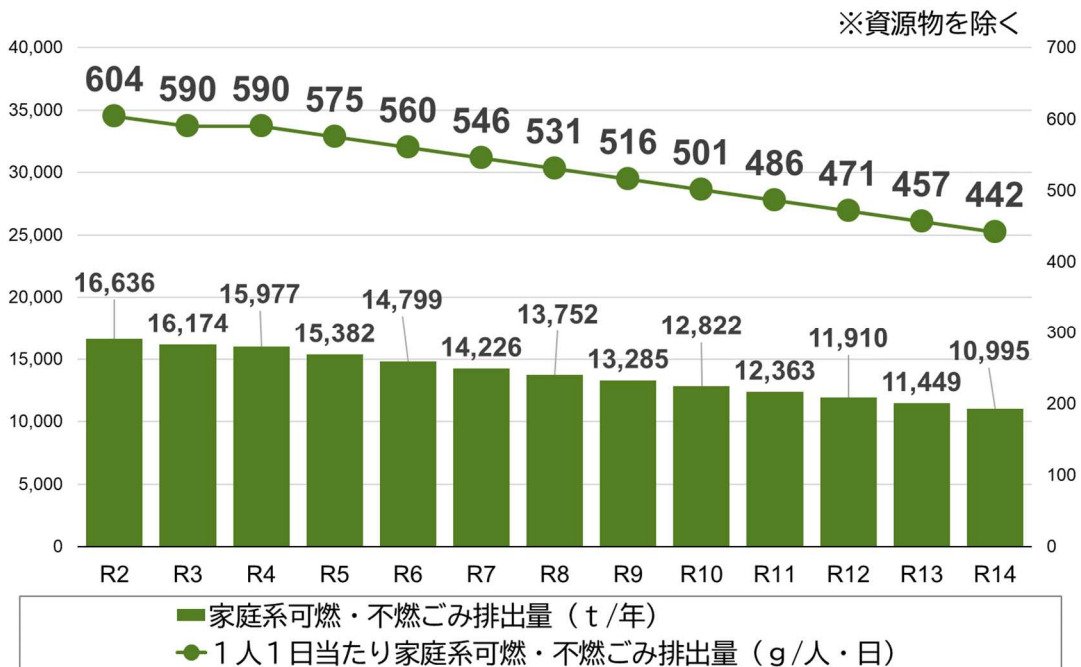
これによる予測結果を図 5－8、表 5－6、表 5－7 に示します。

図 5-8 ごみ排出量予測結果

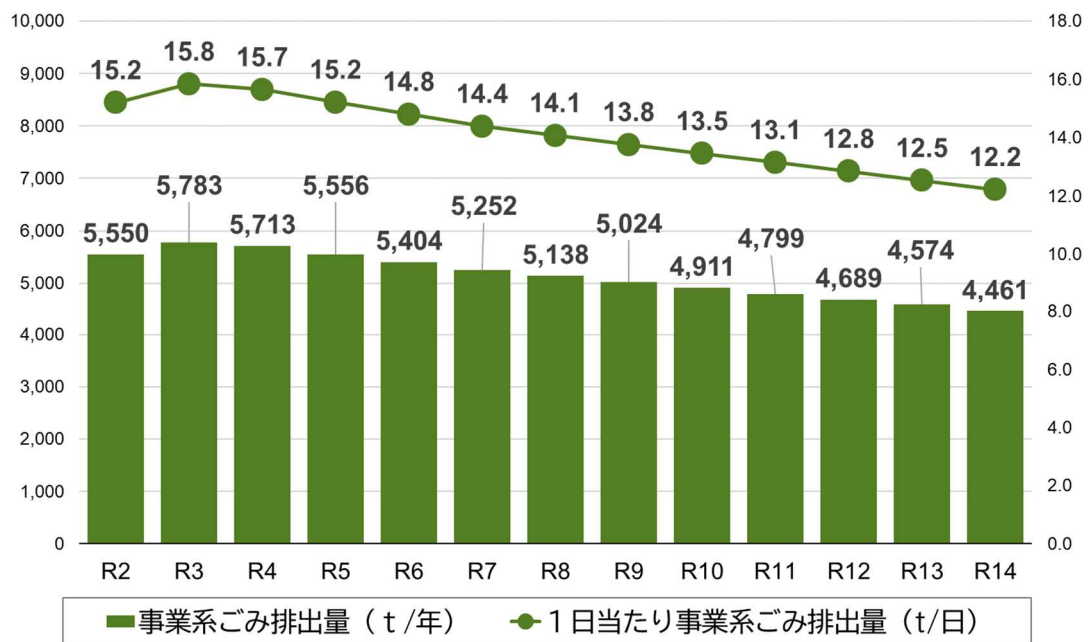
【総排出量】



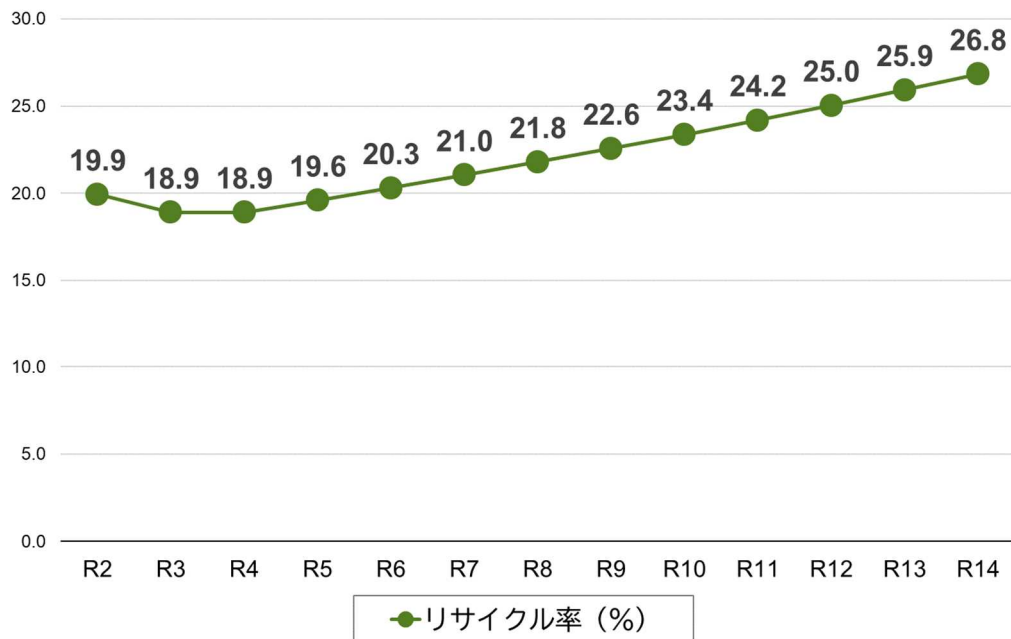
【家庭系可燃・不燃ごみ排出量】



【事業系ごみ排出量】



【リサイクル率】



【最終処分量】

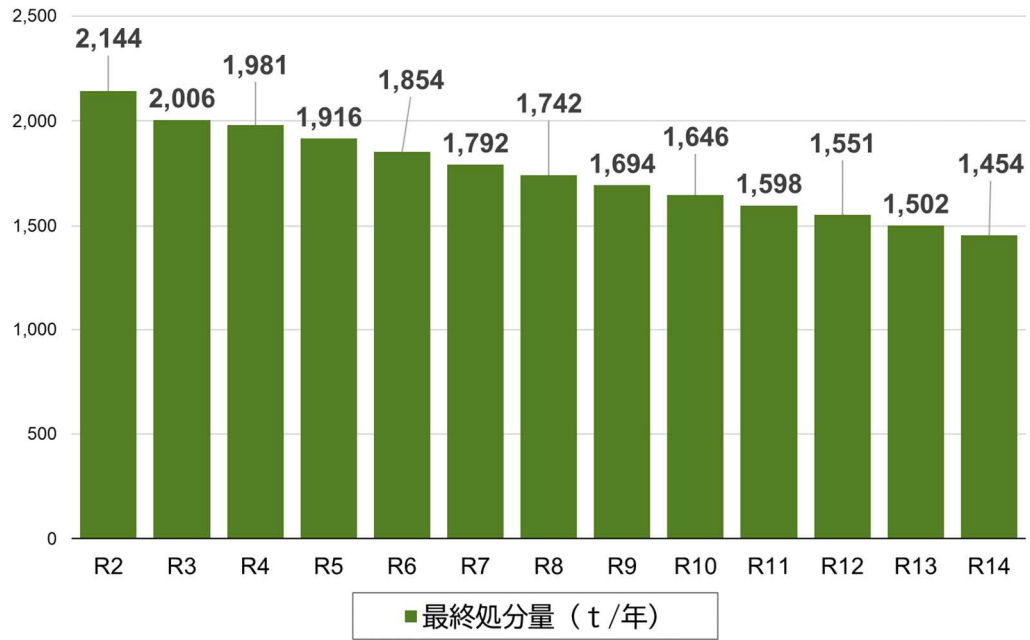


表 5-6 ごみ排出量予測結果（目標予測、1人1日当たり排出量）

（単位：g/人・日）

項目／年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年間日数	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
総人口	75,480	75,091	74,176	73,260	72,345	71,429	70,985	70,542	70,098	69,655	69,211	68,696	68,181
ごみ排出量	953.6	935.4	935.4	922.2	909.1	895.9	882.7	869.6	856.4	843.2	830.1	816.9	803.8
家庭系ごみ	730.0	704.1	704.1	694.1	684.2	674.2	664.2	654.2	644.2	634.2	624.2	614.2	604.3
可燃ごみ	583.7	568.2	568.2	553.4	538.7	523.9	509.1	494.4	479.6	464.8	450.1	435.3	420.5
不燃ごみ	13.3	13.6	13.6	13.5	13.5	13.4	13.4	13.3	13.2	13.2	13.1	13.0	13.0
資源物	126.1	114.0	114.0	118.9	123.7	128.6	133.4	138.2	143.1	147.9	152.8	157.6	162.5
その他	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
粗大ごみ	5.9	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4
事業系ごみ	201.5	211.0	211.0	207.8	204.6	201.5	198.3	195.1	191.9	188.8	185.6	182.4	179.2
可燃ごみ	199.6	209.1	209.1	205.9	202.8	199.7	196.5	193.4	190.2	187.1	184.0	180.8	177.7
不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源物	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
粗大ごみ	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
資源化量（集団回収含む）	190.1	176.7	176.8	180.6	184.5	188.5	192.3	196.2	200.1	204.0	207.9	211.8	215.7
紙類	78.0	69.8	69.8	72.5	75.2	77.9	80.6	83.3	86.0	88.8	91.5	94.2	96.9
紙パック	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
紙製容器包装	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	20.1	17.7	17.7	18.6	19.5	20.5	21.4	22.3	23.3	24.2	25.1	26.0	27.0
ガラス類	19.0	18.0	18.0	19.0	20.0	21.0	22.0	23.0	24.1	25.1	26.1	27.1	28.1
ペットボトル	9.0	9.0	9.0	9.1	9.3	9.4	9.6	9.7	9.9	10.0	10.2	10.3	10.5
白色トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
容器包装プラスチック	7.0	8.0	8.0	7.4	6.9	6.4	5.8	5.3	4.7	4.2	3.7	3.1	2.6
プラスチック類	5.2	3.9	3.9	4.1	4.3	4.6	4.8	5.0	5.2	5.4	5.6	5.9	6.1
布類	7.4	6.1	6.1	6.4	6.8	7.1	7.4	7.8	8.1	8.4	8.8	9.1	9.4
焼却灰・飛灰のセメント原料化	39.3	40.2	40.2	39.3	38.4	37.5	36.6	35.7	34.7	33.8	32.9	32.0	31.1
その他	4.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
集団回収	22.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2	20.2
紙類	21.5	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7	19.7
紙パック	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
紙製容器包装	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
ガラス類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ペットボトル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
白色トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
容器包装プラスチック	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
布類	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表 5-7 ごみ排出量予測結果（目標予測、年間排出量）

（単位：t/年）

項目／年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年間日数	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
総人口	75,480	75,091	74,176	73,260	72,345	71,429	70,985	70,542	70,098	69,655	69,211	68,696	68,181
ごみ排出量	26,272	25,637	25,325	24,658	24,005	23,359	22,871	22,390	21,912	21,438	20,971	20,483	20,003
家庭系ごみ	20,111	19,299	19,064	18,560	18,066	17,578	17,208	16,845	16,483	16,124	15,770	15,401	15,038
可燃ごみ	16,082	15,573	15,383	14,798	14,224	13,659	13,191	12,729	12,271	11,818	11,370	10,915	10,466
不燃ごみ	366	373	368	362	356	350	346	342	339	335	331	327	323
資源物	3,475	3,125	3,087	3,178	3,267	3,352	3,456	3,560	3,661	3,761	3,860	3,952	4,043
その他	26	24	24	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22
粗大ごみ	162	204	202	199	196	194	192	191	190	188	187	185	184
事業系ごみ	5,550	5,783	5,713	5,556	5,404	5,252	5,138	5,024	4,911	4,799	4,689	4,574	4,461
可燃ごみ	5,499	5,730	5,660	5,506	5,355	5,205	5,092	4,979	4,868	4,757	4,648	4,534	4,422
不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源物	41	38	38	36	35	34	33	32	31	30	29	29	28
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ	10	15	15	14	14	13	13	13	12	12	12	11	11
資源化量（集団回収含む）	5,236	4,844	4,787	4,830	4,873	4,915	4,984	5,052	5,119	5,187	5,252	5,311	5,368
紙類	2,148	1,912	1,889	1,938	1,985	2,031	2,089	2,145	2,201	2,256	2,311	2,361	2,411
紙パック	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	555	484	479	497	515	534	554	575	595	615	634	653	671
ガラス類	524	494	488	509	529	549	571	593	615	637	658	679	699
ペットボトル	247	246	243	244	245	246	248	250	252	255	257	259	260
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	194	219	216	199	182	166	151	136	121	107	92	78	64
プラスチック類	143	107	106	110	115	119	124	129	133	138	143	147	151
布類	203	167	165	172	179	185	192	200	207	214	221	228	235
焼却灰・飛灰のセメント原料化	1,083	1,102	1,089	1,051	1,014	977	948	918	889	860	832	802	774
その他	135	110	109	107	106	105	104	103	103	102	101	101	100
集団回収	611	555	548	542	535	529	525	521	518	515	512	508	504
紙類	592	541	534	528	521	515	511	508	505	502	499	495	491
紙パック	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
紙製容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	11	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8
ガラス類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
容器包装プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布類	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1